

早津恵美子

1 はじめに

次の(1)～(6)は、小説などからの引用であるが、それぞれに一箇所ずつ、使役動詞と受身動詞を対にして書いてある箇所がある(注1)。それぞれの文脈の中で、どちらが自然な表現と感じられるだろうか。

(1) (駒子が島村に) 「初めて会った時、あんたなんていやな人だろうと思ったわ。あんな失礼なことを言う人ないわ。ほんとうにいやな気がした。」島村はうなずいた。「あら。それを私今まで黙ってたの、分かる? 女にこんなことを [言わせる] ようになったらおしまいじゃないの。」「いいよ。」「そう?」と、駒子は自分を振り返るように、長いこと静かにしていた。(雪国)

(2) そこへ丁度岡田が通り掛かって、帽を脱いで会釈をした。お玉は帯を持ったまま顔を真っ赤にして棒立に立っていたが、何も言うことが出来ずに、 [岡田] 田を行き過ぎさせてしまった []。お玉は手を焼いた火箸をほうり出すように帯を棄てて、雪踏を脱いで急いで上がった。(雁)

(3) こなな私の心は、私にも合点があまりませぬ。ほんのいまのいままで、あのやうに思うてたことでござりますのに、そのわが胸の中の思ひを、一ときの間でもこのおかよに [知らせずに] [知られずに] すむためには、私はそのとき、もうわれから飛びついて、どななことでもしてのけたやろと思ふのでござります。(おはん)

(4) 私はその子をどうしてもブランコに乗せたくて、自分の順番がまわってくると、その男の子を藤棚のところからはがしてブランコに乗せようと引っぱりについてワーワー [泣かせた] [泣かれた] 思い出があります。でもその子は、ついになんとも乗りませんでした。(弁護士にかけた夢)

(5) 夜まで行儀を守って人なかにいなければならないのは、彼女に少しうんざりなのであった。けれども健康で活気がある佐々は、伸子の引っ込み思案を多くの場合うけつけなかった。彼は、六十歳に近い老人と [思わせない] 活撥

「思われない」

さで、いつも伸子を引き廻した。それには、自分が滞留しているうちに、地理も覚えさせ、交友もこしらえて置いてやろうという心遣いが潜んでいるのは明らかであった。(伸子)

- (6)けれども、父がやっと落ち着いているこちらの生活を壊したくないと思うのも無理はないと思えた。小ぢんまりとしたきれいな暮らし、それは、今一人の人間がこの上にまじっても壊れる程度のものにちがいがなかった。ごたごたとした祖母たちの雰囲気は

持ち込ませる
持ち込まれる

 ことは、世間の体裁も悪いにちがいない。(素足の娘)

この稿を書くのに先だって、大学生を中心に135人の人に簡単な調査をおこなった。それは、上の例(6)以外を含めて30ほどの用例を上と同じような形で示し、使役動詞と受身動詞どちらが自然だと感じられるかを選んでもらうというものである(以下、「小調査」とよぶ)。その小調査では、(1)~(5)について次のような結果となった。それぞれ、使役動詞を選んだ人数を[-]の左側に、受身動詞を選んだ人数を右側に記すと、(1)[63人-72人]、(2)[57人-78人]、(3)[8人-127人]、(4)[52人-83人]、(5)[81人-54人]である。(3)は受身動詞を選んだ人が圧倒的に多かったが、その他の例は使役・受身の選ばれ方にそれほど差がない。(以下の考察の中でも、この小調査に用いた用例を示す場合には、ひとつの参考として、その結果を引用部分の最後に[-]内に、同じ方式で数字のみ記すことにする。)

実際の原文では、上の例のうち、(1)~(3)は使役動詞、(4)~(6)は受身動詞が用いられている。(3)は、原文では使役動詞であるにもかかわらず、小調査に協力してくれた人の多くにとっては受身表現のほうが自然だと感じられたことになる。

上の諸例にみられるように、ある文脈の中で、使役動詞による表現と受身動詞による表現とがそれほど大きな違いを感じさせないことがある。いいかえれば、ある事態を叙述するのに使役動詞による表現も受身動詞による表現も可能となるようなことがある。この稿では、このような現象をとりあえず「使役と受身の接近」とよぶことにし、「使役と受身の接近」が生じるのにはどのようなことが関わっているのか、また、そこでなお使役・受身いずれかが用いられているのはどういった要因が関わっているのか、といったことについて考えてみようとした。

しかし、様々な要因が複雑に関わっていそうなこと、検討に用いた手元の用例がとうてい十分な数とはいえないこと、さらに、考察のしかたが要領をえなかったことなどのため、ずいぶん不十分なものとなってしまった。今後検討すべき点を多く残してしまっているのだが、いくつか気づいたことの現在の時点でのおぼえがきと

して、まとめることにした。

2 使役と受身の接近の起こりにくい構文・起こりやすい構文

使役と受身の接近に関わるひとつの要因として、まず、主として構文的な特徴を考えてみる。手元の使役動詞の文・受身動詞の文のうち、使役と受身の接近がみとめられるものは、構文的にいくつかのタイプに分けられる。もとの動詞による文がどのような補語を要する文か、そして使役動詞・受身動詞による文の主語が、もとの動詞による文においてはどのような文要素にあたるか、という観点から大きく五つの類に、そしてそれぞれいくつかの下位類に、分けることができると思われる。また、ある類においては、その使役表現・受身表現がいわゆる典型的な使役表現・受身表現であるか否かということも重要な要因となることがある。こういった面からみたとき、あくまで傾向ではあるが使役と受身の接近が起こりやすい構文タイプとそうでない構文タイプとがありそうである。

2. 1 主として構文的な面からする五つのタイプ

鈴木(1972)に「うけみのたちばの説明」として、「もとになるたちばの文とうけみのたちばの文との関係(なにが主語になるか、もとの主語はどうなるか……)」という面から述べられ、「うけみのたちばの動詞」には次の四つの「用法」があるとされている。「第三者のうけみ」「もちぬしのうけみ」「あい手のうけみ」「直接対象のうけみ」であり、本稿でこころみた五つの分類は基本的にこれにならったものである。すなわち、使役文のほうにももとの文との関係においては受身文においてと同様な性質をみることができるので、鈴木の四つの分類をほぼそのまま、使役と受身の接近するものの分類にもかりることにし、その四つに加え、もうひとつの類として、使役文の主語と受身文の主語とが異なるものであるにもかかわらず、その表現としては両者に接近のみられるものをひとつの類としてたて(受身文のほうは鈴木(1972)が(補)を設けて「直接対象のうけみ」の変種として扱った「内容のうけみ」にほぼ近いと思われる)、これら五つの類を《A》～《E》類とした。さらに《A》～《C》については、もとの動詞が他動詞であるか自動詞であるかで小類に分け、それぞれ《A1》《A2》のように、他動詞のほうを1で、自動詞のほうを2で示すことにする。《D》《E》は原則的にもとの動詞が他動詞であるのでこの点では分けず、別な観点すなわち意味的な面の特徴もやや考慮に入れてそれぞれ〈ア〉～〈ウ〉の三つの小類をたてた。これについての詳細は以下の各類の説明にゆずる。

以下、2.2では、それぞれの類の使役表現・受身表現がどのようなものであるかを、各類の実例の用例を使役・受身一例ずつ示しながら簡単に紹介し、3では、

3. 1～3. 5で、各類ごとにやや詳しくみていくことにする。なお、必要に応じて、使役表現の例にはそれを受身表現でいいなおしたものを、受身表現の例にはそれを使役表現でいいなおしたものを、やや長くなることもあるが〔 〕内に示す。さらに、いくつかの用例については、もとの動詞による文の構造を a の〔 〕内に、使役動詞による文の構造を b に、受身動詞による文の構造を c に示す。

使役文、受身文ともに、その表わす意味が多様であることはいうまでもなく、佐藤(1986,1990)、村上(1986) その他で詳しく論じられている。したがって本稿で両者をくくって大きく五つの類に分けたのはずいぶん無理もあるのだが、もとの文の文要素と使役文・受身文の主語との関係という面から分けて考えてみることは、使役と受身の接近にかかわる要因をもとめるのにいくらかでも考察を進めやすくしてくれそうに思われた。本稿以降の考察を続けるなかでさまざまな要因があきらかになり整理されていくにつれ、別の分類が必要になったりあるいはこういった面からの分類は不用あるいはまちがいだということになるかもしれない。それは今後のとりくみのなかで改めていきたいと思う。

2. 2 各類の特徴

2. 2. 1 《A》類

《A》類は、使役文・受身文の主語が、もとの動詞による文において少なくとも第一次的な文要素としては明示されないようなものである。それらは意味的にも、もとの動詞の表わす事態に直接には関わっておらず第三者的な存在であるということから、これらの使役表現・受身表現を〈第三者が主語の使役・受身〉とする。次のような用例に使役と受身の接近をみることができる。

《A1》

{使役}

(7) (盗人が、ある男を藪の中に連れ込んで縄で杉の木にくくりつけたことについて後日述べている場面) 縄ですか? 縄は盗人の有難さに、何時塀を越えるかわかりませんから、ちゃんと腰につけていたのです。勿論声を出させない為にも、竹の落葉を頬張らせれば、外に面倒はありません。(藪の中)
[80-55]

: [勿論声を出されない為にも、竹の落葉を頬張らせれば、外に面倒はありません。]

(7)-a [男が 声を 出す]

-b 私(盗人)が 男に 声を 出させる

-c 私(盗人)が 男に 声を 出される

{受身}

(8)けれども、父がやっと落ち着いているこちらの生活を壊したくないと思うのも無理はないと思えた。小ぢんまりとしたきれいな暮らし、それは、今一人の人間がこの上にまじっても壊れる程度のものにちがいがなかった。ごたごたとした祖母たちの雰囲気を持ち込まれることは、世間の体裁も悪いにちがいない。(素足の娘)

：〔ごたごたとした祖母たちの雰囲気を持ち込ませることは、世間の体裁も悪いにちがいない。〕

(8)-a [祖母たちが 祖母たちの雰囲気を 持ち込む]

-b 父が 祖母たちに 祖母たちの雰囲気を 持ち込ませる

-c 父が 祖母たちに 祖母たちの雰囲気を 持ち込まれる

《A2》

{使役}

(9)そこへ丁度岡田が通り掛かって、帽を脱いで会釈をした。お玉は帚を持ったまま顔を真っ赤にして棒立に立っていたが、何も言うことが出来ずに、岡田を行き過ぎさせてしまった。お玉は手を焼いた火箸をほうり出すように帚を棄てて、雪踏を脱いで急いで上がった。(雁) [57-78]

：〔何も言うことが出来ずに、岡田に行き過ぎられてしまった。〕

(9)-a [岡田が 行き過ぎる]

-b お玉が 岡田を 行き過ぎさせる

-c お玉が 岡田に 行き過ぎられる

{受身}

(10)私はその子をどうしてもブランコに乗せたくて、自分の順番がまわってくると、その男の子を藤棚のところからはがしてブランコに乗せようと引っぱりについてワーワー泣かれた思い出があります。でもその子は、ついにどうしても乗りませんでした。(弁護士にかけた夢) [45-90]

：〔その男の子を・・・ブランコに乗せようと引っぱりについてワーワー泣かせた思い出があります。〕

(10)-a [男の子が 泣く]

-b 私が 男の子を 泣かせる

-c 私が 男の子に 泣かれる

上の例からもうかがえるように、この類で接近のみられる使役文・受身文の主語はいずれも人であり、それはまた、もとの動詞による文で表わされる事態にとって「第三者」とはいえ全く無関係な存在なのではなく、その事態から何らかの影響を受ける存在である。そういった意味でこれは井上(1976)などのいう「経験者」にちかいものともいえよう(注2)。

受身のほうは、鈴木(1972)その他で「第三者のうけみ」とよばれているものであるが、一方使役のほうは、使役文の主語が、もとの文で表わさるような事態を外側から引き起こす、という点ではいわば典型的な使役のタイプであろう。しかしながら‘外側から引き起こす’というのには現象としてはさまざまな場合があり、強制的な意味あいの強いものから、‘放任の使役’‘許容の使役’などとよばれるような強制力・支配力といったもののまったく感じられない状況までいろいろな段階がある。そしてこのうち、強制・支配の意味合いの強い使役表現では使役と受身の接近はみられにくい。たとえば次のような使役表現は、受身表現に代えることができないか、あるいは代えることは大幅な意味の変容をとともなう。

(11)かづは女中たちに命じて、提灯を用意させた。(宴のあと)

(12)わたしは近くにいた若い男に多少無理強いをして、船長の体を押えつけさせた。(花のある遠景)

(13)私が前にこの地方へ調査に行ったとき、村の子供たちに作文を書かせてみて驚いたことには、・・・(文化人類学のすすめ)

(14)木谷は控えの兵隊をつれて歩哨を交代し、立哨していた歩哨を休ませるために引きつれて衛兵所にもどってきた。(真空地帯)

(15)すぐ立ち上がって行こうとする女中の袖を女がとらえて、またそこにすわらせた。(雪国)

(16)まずS署に行って署長に会い、捜査協力の依頼状などのはいつている書類を封筒のまま出した。署長は司法主任を来させた。(張込み)

それぞれの使役文の主語「かづ」「わたし」「私」「木谷」「女」「署長」は、「女中が提灯を用意する」「若い男が船長の体を押えつける」「子供たちが作文を書く」「歩哨が休む」「女中がすわる」「司法主任が来る」という事態の積極的な引き起こし手として関わる存在であり、直接の関与者である。‘人が人にはたらしかけてある行為をさせる’ことを表わしているという意味では典型的な使役文といえるもので、こういった事態を受身表現によって表現することはむずかしい。

2. 2. 2 《B》類

《B》類は、使役文・受身文の主語が、もとの動詞による文では、ノ格をとって名詞の修飾要素となっているものである。「娘が父の肩を揉む」に対する「父が娘に肩を揉ませる」という使役文と「父が娘に肩を揉まれる」という受身文、「教師が学生の秘密を知る」に対する「学生が教師に秘密を知らせる」という使役文と「学生が教師に秘密知られる」という受身文などがそうである。これらをく持ち主が主語の使役・受身」とよぶことにするが、ここで「持ち主」というのは、具体的な物の所有者というのに限らず、かなり広く、たとえば、子をもつものとしての親、

ある身体部位・属性を有するという面をとらえたときの人、ある考えを抱いているという面をとらえたときの人なども含んで考えることにする。次のような用例に使役と受身の接近がみられる。

《B1》

{使役}

(17)多津枝は掴んだズボンごと相手の膝をゆすぶった。「わたしは今日まで、しようと思うことは誰にも邪魔させないでやって来たのは、あんた知ってるでしょう。わがままだの、困り者だのといわれても、それで押し通して来たんじゃないの。・・・」(迷路)[87-48]

: [しようと思うことは誰にも邪魔されないでやって来た]

(17)-a [誰かが わたしのしようと思うことを 邪魔する]

-b わたしが 誰かに しようと思うことを 邪魔させる

-c わたしが 誰かに しようと思うことを 邪魔される

{受身}

(18)「ここ誰のお部屋？」ついて来た悦子が白川にそっくりの白い細面の顔を傾けてきくのには倫は、「お父さまが書物を御覧なさるのにお建てになったのだよ。悦はあっちへおいで」と押しつけるようにきつく言った。自分を際限なく犯して来るものに娘まで犯されてはならない。必死な気構えが悦子にはただ母をこわい人だと思わせる。(女坂)

: [自分を際限なく犯して来るものに娘まで犯させてはならない。]

(18)-a [そのことが 私の娘を 犯す]

-b 私が そのことに 娘を 犯させる

-c 私が そのことに 娘を 犯される

《B2》

{使役}

(19)アパートのほうを向くと、一階二階の戸口ごとに女がまちまちの恰好で立ち、なかには子供を腰にすがりつかせ、そろってこちらをじっと見ていた。(夜の香り)[85-50]

: [子供に腰にすがりつかれ、そろってこちらをじっと見ていた。]

(19)-a [子供が 女の腰に すがりつく]

-b 女が 子供を 腰に すがりつかせる

-c 女が 子供に 腰に すがりつかれる

{受身}

(20)「ねえお前、卓ちゃんから悪い報せでもあったのかい。どうしたんだい、そんなこわい顔して。」私は急いで手紙を封筒に入れると、大儀そうに立ち上

がって大きく伸びをし、部屋の隅に腰を下ろしてぼんやり外を見た。誰にも気づかれてはならなかった。(北帰行)

: [誰にも気づかせてはならなかった。]

(20)-a [誰もが 私の気持ちに 気づかない]

-b 私が 誰にも 自分の気持ちに 気づかせない

-c 私が 誰にも 自分の気持ちに 気づかれない

これらの例からわかるように、使役文・受身文の主語は、もとの文ではノ格をとって名詞を修飾する要素であったもので、たしかに動詞の表わすはたらきかけを直接に受ける存在ではない。しかし、はたらきかけを直接に蒙る物や人の「持ち主」であるという点ではやはり影響を受ける存在である。したがって《B》類の「持ち主」も、《A》類の「第三者」がそうであったように、事態の「経験者」という意味あいもそなえているといえる面がある。なお、(20)については上で示した a, b, c 以外の解釈も可能である。それについては3. 2. 2でふれる。

2. 2. 3 《C》類

《C》類は、使役文・受身文の主語が、もとの動詞による文においては相手を表わす二格の補語によって表わされるような要素である。もとの動詞の表わすはたらきかけの向けられる「相手」(人)であるということから、〈相手が主語の使役・受身〉とする。次のような用例に使役と受身の接近がみられる。

《C1》

{使役}

(21) (駒子が島村に) 「初めて会った時、あんたなんていやな人だろうと思ったわ。あんな失礼なことを言う人ないわ。ほんとうにいやあな気がした。」島村はうなずいた。「あら。それを私今まで黙ってたの、分かる? 女にこんなことを言わせるようになったらおしまいじゃないの。」「いいよ。」「そう? 」と、駒子は自分を振り返るように、長いこと静かにしていた。(雪国) [63-72]

: [女にこんなことを言われるようになったらおしまいじゃないの。]

(21)-a [女が 男に こんなことを 言う]

-b 男が 女に こんなことを 言わせる

-c 男が 女に こんなことを 言われる

{受身}

(22) ハウス・ボーイのジョゼフは、テーブルの上に並べた朝の料理と、わたしの顔とをそれとなく交互に見較べながら、何か不足なものがあつたら言って欲しい、たちどころに準備してみせますよといった表情で、台所の入口辺りに

動かずに突っ立っている。アメリカ南部などをテーマにした映画でよく見る、
”年長いた忠実な召使い”といった図である。だが、わたしは、このような
態度を他人にとられることが苦手である。(花のある遠景)

: [わたしは、このような態度を他人にとらせることが苦手である。]

(22)-a [他人が 私に こんな態度を とる]

-b 私が 他人に こんな態度を とらせる

-c 私が 他人に こんな態度を とられる

《C2》

{使役}

(23)一二年もすれば、ドイツ兵かイタリア兵のほかは日本には住めなくなるって
いうのよ。そうして、軍部に乱暴させないためには、日本の婦人たちがみんな
避妊法を学ぶことだって。(迷路)

: [軍部に乱暴されないためには、日本の婦人たちがみんな避妊法を学ぶこ
とだって。]

(23)-a [軍部が 女たちに 乱暴する]

-b 女たちが 軍部に 乱暴させる

-c 女たちが 軍部に 乱暴される

{受身}

(24)私は他の五六人の少年と共に、案内の有為子を先立ててゆく第一隊に加わっ
た。月の道を、有為子が憲兵に附添われて、先頭に立って歩くその確信にみ
ちた足取に、私はおどろいた。(金閣寺)

: [有為子が憲兵を附添わせて、先頭に立って歩くその確信にみちた足取に、
私はおどろいた。]

(24)-a [憲兵が 有為子に 附添う]

-b 有為子が 憲兵に [自分:] 附添わせる

-c 有為子が 憲兵に 附添われる

受身表現の例(24)については、3. 3. 2で述べるようにやや問題があるかもし
れない。

2. 2. 4 《D》類

《D》類は、使役文・受身文の主語が、もとの動詞(他動詞)の表わすはたらき
かけの「直接対象」であって他動詞文ではヲ格の補語となるものである。〈直接対
象が主語の使役・受身〉とよぶ。

ところが、使役文にはそもそもこのタイプのものはそれほど多くない。先にも述
べたように、使役表現の多くは、もとの文で表わされるような事態を — 強制力・

支配力の程度にはさまざまな段階があるが — 外側から引き起こす、外側で受けとめる、という事態を表わすものが多いからであろう。したがって、この類とみとめられる使役表現は少ないのだが、ある種の限られた事態においてはそれを叙述する使役文が〈直接対象が主語の使役〉といえるものであることがあり、その中には、受身との接近が感じられるものはいくらかはある。

他方、受身表現のほうは〈直接対象が主語の受身〉だとみなせるものはいへん多いのだが、これらのうち使役との接近が感じられるのはごくわずかでしかない。たとえば次のような受身表現は、意味を近く保ったまま使役表現に代えることはしにくい。

(25)私が喋り始めると、受話器を通してはっと息を呑む音がして送話口が塞がれた。(北帰行)

(26)肉のかたまりが食紅で染められて小山のように盛られていた。(不良少女とよばれて)

(27)椅子にかけている男の膝には、場所柄になく白と黒との斑猫が一匹丸くなって抱かれていた。(伸子)

(28)木谷はかなり前から学校を出ていない自分が中堀中尉からみすてられていることを感じとっていた。(真空地帯)

(29)制服のデモが広場いっぱいにはみあがると、富士前署からトラックが駆けつけ、学生はキャベツのように片っ端から押しこまれ、運び去られる。(迷路)

これらの受身文の主語「送話口」「肉のかたまり」「斑猫」「自分」「学生」は、「(相手が)送話口を塞ぐ」「(店の人が)肉のかたまりを染める／盛る」「男が斑猫を抱く」「中堀中尉が自分をみすてる」「警官が学生を押し込む／運び去る」という他動詞文で表わされているはたらきかけの受け手にあたるものだが、これらの事態では受身文の主語「送話口」「肉のかたまり」などは、いわば一方的にはたらきかけを‘受ける’存在でしかない。それは、主語が(25)~(27)のように物や動物である場合だけでなく、(28)(29)のように人である場合でもそうである。受身表現で表わされるこういった事態は使役動詞によっては表現しにくいものである。

おそらくこういったことが原因で、〈直接対象を主語とする使役・受身〉が接近することはそれほど多くはおこらず、接近がみとめられるのはかなり限られた場合においてなのであろう。そういったタイプとしては三つの類〈ア〉~〈ウ〉がありそうである。〈ア〉は、直接対象にあたるものが人である場合の一部、〈イ〉は、動詞が感情的なはたらきかけを表わすもので、直接対象にあたるものが感情の向かう対象といえるようなものの一部、〈ウ〉は、直接対象にあたるものが判断の対象といえるようなものの一部である。それぞれの詳しい説明は 3. 4 でおこなうこととし、ここではそれぞれ次のような例に使役と受身の接近がみられることを示し

ておく。

〈ア〉

{使役}

(30)問題は私の降伏の意志をどうして「敵」に表示するかであった。私が思っていたのは、やはり白旗という古典的な方法であった。この時私の持物で白いものといえば、禪一つであった。それも垢と泥によごれ、茶褐色になっていた。この標識が通用するであろうか。敵はそれを遠方から「白旗」と認めるであろうか。ことに私に障害と映ったのは、道までの一町の泥濘であった。米兵に曖昧な標識を持った敵兵として、私を射たせることなく、この距離を渡ることができるであろうか。(野火) [41-94]

: [米兵に曖昧な標識を持った敵兵として、私が射たれることなく、]

(30)-a [米兵が 私を 射つ]

-b 私が 米兵に 私を 射たせる

-c 私が 米兵に 射たれる

{受身}

(31)佃は伸子の問いにかえっておどろいたらしく、「ああこれはY・M・C・Aの服です」と手短かに答えた。「-おやすみなさるがいいですよ。疲れが出たのでしょうか。きっと-心配されたから」彼に手伝わられて伸子は外套をぬいだ。(伸子) [27-108]

: [彼に手伝わせて伸子は外套をぬいだ。]

(31)-a [彼が 伸子を 手伝う]

-b 伸子が 彼に (自分を) 手伝わせる

-c 伸子が 彼に 手伝われる

〈イ〉

{使役}

(32)家を立派にして、家族のひとたちをよろこばせて、自分の胸の中がすっとしたって、貴方のその幸福をつくる為には、幾人かを犠牲にしてる事になるわ。それを知らん顔するなんてひどい。(浮雲)

: [家を立派にして、家族のひとたちによろこばれて、自分の胸の中がすっとしたって、]

(32)-a [家族のひとたちが それを よろこぶ]

-b それが 家族のひとたちを よろこぼせる

-c それが 家族のひとたちに よろこばれる

{受身}

(33)南米ではブラジルが強国として周辺諸国に恐れられる反面、国家間の紛争に

は調停役として期待される。(貧困の精神病理)

: [ブラジルが強国として周辺諸国を恐れさせる反面、]

(33)-a [周辺諸国が ブラジルを 恐れる]

-b ブラジルが 周辺諸国を 恐れさせる

-c ブラジルが 周辺諸国に 恐れられる

〈ウ〉

{使役}

(34)急に文平は快活らしくなった。……。天性愛嬌のある上に、清しい艶のあるひとみを輝かしながら、興に乗ってよもやまの話を初めた時は、たしかにおもしろい人だと思わせた。(破戒)

: [興に乗ってよもやまの話を初めた時は、たしかにおもしろい人だと思われた。]

(34)-a [女が 彼を おもしろい人だと 思う]

-b 彼が 女に おもしろい人だと 思わせる

-c 彼が 女に おもしろい人だと 思われる

{受身}

(35)そう言って由起は微笑んだが、どこか媚びるようなその笑みの蔭には、私の言葉の重みをそっと量るような醒めた眼が感じられた。それはまた、いつも何かに怯えている少女の慄えを、女の表情で押し隠そうとする構えのようにも感じられた。(北帰行)

: [それはまた、……。構えのようにも感じさせた。]

(35)-a [私が それを 構えのように 感じる]

-b それが 私に 構えのように 感じさせる

-c それが 私に 構えのように 感じられる

2. 2. 5 《E》類

《E》類は、使役文と受身文とでそれぞれの主語がもとの動詞による文においてどのような要素であったかが異なっていて、なお使役と受身との接近が感じられるものである。〈使役と受身とで主語が異なるもの〉とした。たとえば「子どもが親の不在に寂しさを感じる」といった文に対する「親の不在が子どもに寂しさを感じさせる」という使役文と「親の不在で子どもに寂しさが感じられる」という受身文とは、かなり近い意味がみとめられる。使役文の主語「親の不在」は「子どもが寂しさを感じる」という事態を引き起こす原因・きっかけになるコトガラ的なものであり、一方受身文の主語「寂しさ」は「子どもを感じる」対象である。《E》類にも三つの小類をもうけた。〈ア〉は、上の例のようにコトガラが事態の原因的なも

の、〈イ〉は、〈ア〉の一種ではあるがそのコトガラが人やものの属性などのありかになっているもの、〈ウ〉は、受身文においてははっきりとした主語を感じさせないものである。三つの小類の特徴についても詳しくは 3. 5 で検討することにして、ここでは一応三つに分けて例を示しておく。それぞれ次のような用例に使役と受身の接近がみられる。

〈ア〉

{使役}

(36)しかし、それ以上に重大なのは、この時期、一般の市民が無邪気に信じていたアメリカの生活様式、いかえれば常識的な価値観がさまざまな方面からゆるがされたことだろう。エスニック問題の台頭は、かつて民族の「るつぼ」と信じられていたこの国を、民族の「サラダボール」と呼びかえさせることになった。(日本文化と個人主義)

: [エスニック問題の台頭で、・・・この国は、民族の「サラダボール」と呼びかえられることになった。]

(36)-a [人々が 問題の台頭によって この国を 呼びかえる]

-b 問題の台頭が (人々に) この国を 呼びかえさせる

-c 問題の台頭で この国が 呼びかえられる

{受身}

(37)死刑を恐れずといった彼の態度にもかかわらず、「もし外に出たら・・・」という発言が、期せずしてあり、無期囚や有期刑になって、将来は社会に復帰したいという希望が潜在していることが推測された。(死刑囚の記録)

: [～という発言が、期せずしてあり、～という希望が潜在していることを推測させた。]

(37)-a [私が 発言の内容から 希望の潜在を 推測する]

-b 発言の内容が 私に 希望の潜在を 推測させる

-c 発言の内容から 希望の潜在が 推測される

〈イ〉

{使役}

(38)父は、たまにそんな風に帰るべき時でない時に帰ってきたとき、妙に我が家にそぐわない外所外所しい顔をした。それは、私をおどろかせることを気の毒がるような弱々しいものと、主人の帰りの用意されない我家の明らかな姿を眺めるといような、しんねりした目つきとを感じさせるのであった。

(素足の娘)

: [それには、・・・弱々しいものと、・・・しんねりした目つきとが感じられるのであった。]

- (38)-a [私が それに しんねりした目つきを 感じる]
 -b それが 私に しんねりした目つきを 感じさせる
 -c それに しんねりした目つきが 感じられる

{受身}

(39)暗闇に眼が馴れると、ぼんやりと男の顔が浮かび上がってきたが、不思議なことにその表情には、あの冬の日に男を醜く見せていた兇悪なものが、少しも感じられなかった。(北帰行)

: [その表情は・・・兇悪なものを、少しも感じさせなかった。]

- (39)-a [私が その表情に 兇悪なものを 感じる]
 -b その表情が 私に 兇悪なものを 感じさせる
 -c その表情に 兇悪なものが 感じられる

<ウ>

{使役}

(40)その闇の世界はあまりに深く、あそこにはこのまま「夜明け」などというものは永遠にめぐってこないのではないかと思わせるほどだった。(メキシコからの手紙) [81-54]

: [その闇の世界はあまりに深く、～と思われるほどだった。]

- (40)-a [われわれが 闇の世界の様子に(加) ～と 思う]
 -b 闇の世界の様子が (われわれに) ～と 思わせる
 -c 闇の世界の様子(加) (われわれに) ～と 思われる

{受身}

(41)桜並木の下を通っているその小径の周辺の草は、茂り放題に茂っており、夏の草いきれはどんなだったろうと想像された。(宴のあと)

: [その小径の周辺の草は、茂り放題に茂っており、～と想像させた。]

- (41)-a [私が その様子によって ～と 想像する
 -b (その様子が) (私に) ～と 想像させる
 -c (その様子によって) (私に) ～と 想像される

2. 3 構文的な面のまとめ

前節で述べた《A》～《E》類のそれぞれについて、もとの動詞による文、使役動詞による文、受身動詞による文の要素の関係を、単純化しすぎるきらいはあるが、以下の考察での言及の便のため、略号を用いて簡単に書き表しておこうと思う。ここで使う略号はそれぞれ次のものを表わす。なおここで二重下線を付してあるのは、使役文・受身文の主語にあたる要素である。

A: もとの動詞の表わす行為の主体

P: // 行為の対象
 E: // 行為にとっての第三者(注3)
 G: // 行為の向けられる相手
 M: // 行為のきっかけとなるコトガラ

《A》 — 第三者が主語の使役・受身

《A1》	《A2》
Aが Pを Vt	Aが Vi
<u>E</u> が Aに Pを Vt-せる	<u>E</u> が Aを Vi-せる
<u>E</u> が Aに Pを Vt-れる	<u>E</u> が Aに Vi-れる

《B》 — 持ち主が主語の使役・受身

《B1》	《B2》
Aが <u>E</u> のPを Vt	Aが <u>E</u> のPに Vi
<u>E</u> が Aに Pを Vt-せる	<u>E</u> が Aを Pに Vi-せる
<u>E</u> が Aに Pを Vt-れる	<u>E</u> が Aに Pに Vi-れる

《C》 — 相手が主語の使役・受身

《C1》	《C2》
Aが <u>G</u> に Pを Vt	Aが <u>G</u> に Vi
<u>G</u> が Aに Pを Vt-せる	<u>G</u> が Aに Vi-せる
<u>G</u> が Aに Pを Vt-れる	<u>G</u> が Aに Vi-れる

《D》 — 直接対象が主語の使役・受身

〈ア〉

Aが <u>P</u> を Vt
<u>P</u> が Aに (Pを) Vt-せる
<u>P</u> が Aに(加) Vt-れる

〈イ〉

Aが <u>P</u> を Vt
<u>P</u> が Aを Vt-せる
<u>P</u> が Aに(加) Vt-れる

〈ウ〉

Aが <u>P</u> を ～ と(～ヨリ) Vt
<u>P</u> が Aに ～ と(～ヨリ) Vt-せる

Pが Aに(加) ～ と(～ヨ) Vt-れる

《E》 — 使役と受身とで主語が異なるもの

〈ア〉

Aが Mによって Pを (～ と(～ヨ)) Vt
(加/テ/ニ/セテ)

Mが (Aに) Pを (～ と(～ヨ)) Vt-せる
Mによって Pが (～ と(～ヨ)) Vt-れる
(加/テ/ニ/セテ)

〈イ〉

Aが Mに Pを Vt
Mが (Aに) Pを Vt-せる
Mに Pが Vt-れる

〈ウ〉

Aが Mによって ～ と(～ヨ) Vt
(Mが) (Aに) ～ と(～ヨ) Vt-せる
(Mによって) (Aに) ～ と(～ヨ) Vt-れる

使役と受身がおこりやすいか否かにかかわる条件を、構文的なタイプの面を中心に、意味的なこともいくぶん考慮にいれながらみてきた。ここまでの観察から次のような傾向をみることができる。

まず、《A》～《D》と《E》とでは、その主語の面で違いがあった。前者は使役文の主語と受身文の主語とが同じであるのに対し、後者では使役文と受身文とで主語が異なっている。このことは、《A》～《D》においては、使役表現を用いるか受身表現を用いるかが叙述の際の主語の選択とはかかわらない問題であるのに対し、《E》では、何を主語にするかということと使役・受身いずれの表現を用いるかということが、関連のある問題だということである。

次に《A》～《D》についてみると、2. 2. 1 および 2. 2. 4 で述べたように、使役表現のうちでその主語が‘人になにかをやらせる主体’という性格のはっきりしているもの、および、受身表現のうちでその主語がもとの動詞の表わすはたらきかけの‘受け手’という性格の強いものにおいては、使役と受身の接近はおこりにくい。これらはいわば典型的な使役表現・受身表現であるといえ、こういった表現において両者の接近がおこりにくいのはむしろ当然であろう。それに対し、使役と受身が接近するような例では、使役文・受身文の主語が当該の事態において‘人になにかをやらせる主体’とも‘受け手’ともみなしうるような存在なのだ

思われる。なお、《D》の〈イ〉〈ウ〉を除いては使役文・受身文の主語が人であることも特徴である。3 で用例をみながら確かめていこうと思う。

《E》の使役表現・受身表現が叙述する事態は、もとの動詞によって表わされる事態が成立する原因・きっかけとなるコトガラ的なものが存在している（と話者がみとめている）ような事態である。これについては、そのコトガラを主語にした使役文を用いることによって、コトガラからはたらきかけとして事態を述べることができ、またその同じ事態を、原因・きっかけとなるコトガラはあくまで原因的なものとして「～によって」などで表わして、別のものを主語としたり、また《E》〈ウ〉のように文中に主語にあたるものをたてることなく受身文で表現することもできるということだろう。

使役と受身の接近がおこりやすくなる条件のうち主に構文的な面からはおおよそ上のような傾向が、これまでに示した用例からもうかがえるのだが、もちろん、これらの構文的条件の場合においてさえつねに接近が起こるとは限らないのは言うまでもない。こういった一単文内での構文的な条件に加え、複文的な文においては当該の使役・受身表現に先行あるいは後行する部分からの影響を受けることがあろうし、またその文の前または後ろにくる文からの文脈的な影響もあろう — それらは、文構造的（《E》類における主語の選択など）にも、あるいは意味的（迷惑性・支配性・放任性など）にも関係してくる — 。また、個々の動詞の語彙的な意味やその文中での形、コロケーションなども関わることがあり、さらにはそこで表わされている事態に関わっている人と人、人とコトガラなどとの関係、その間の‘はたらきかけ性’や‘受け手性’なども要因となりそうである。

使役と受身の接近という現象には、こういったさまざまなことが複合的にかかわっているにちがいがなく、それらにもとづく総合的な研究はさらに今後考察せねばならない課題であるが、3 では、《A》～《E》の類を順にみていき、先に述べた構文的な面の傾向を用例をみながらさらに確認し、また、その他の要因のうち個々の例に関わって気づかれることをいくつかノート風書きとめていくことにする（注4）。

3 使役と受身の接近

使役と受身の接近が起こる例、起こらない例を各類型ごとにいくつか例をあげ、関わっている要因を考えていくことにする。なお、各類型を述べる節の最初に、その類に相当する構文（2. 3で挙げたもの）を再度示しておく。

3. 1 《A》類

3. 1. 1 《A1》

— 第三者が主語の使役・受身（他動詞の場合） —

Aが Pを Vt

Eが Aに Pを Vt-せる

Eが Aに Pを Vt-れる

先にもふれたが、《A1》でも《A2》でも、「E」は、もとの動詞による文「Aが Pを Vt」「Aが Vi」で表わされる事態にとって直接の参与者ではないという意味では「第三者」といえるわけだが、その事態に全く無関係な人間なのではなく、「A」の行為に何らかの関わりのある存在である。「A」の行為を「E」がとめられるあるいは避けさせうる立場にありながらもそれができなかった、そして、「A」のその行為が「E」には望ましくないもの・喜ばしくないものであるというようなとき、使役表現と受身表現が接近するように思われる。

この類の使役表現のうち受身表現との接近が感じられるものに次のようなものがある。

- (42) (盗人が、ある男を藪の中に連れ込んで縄で杉の木にくくりつけたことについて後日述べている場面) 縄ですか？縄は盗人の有難さに、何時塀を越えるかわかりませんから、ちゃんと腰につけていたのです。勿論声を出させない為にも、竹の落葉を頼張らせれば、外に面倒はありません。(藪の中)
[80-55]

: [勿論声を出されない為にも、竹の落葉を頼張らせれば、外に面倒はありません。]

- (43) 彼はまだどこかに逃げているが、金がなくなるまでには、必ず、さだ子のところに会いにくるはずだと思う。……。この見込みに自信はあった。が、やはり不安はつきまとう。思いきって、さだ子ひとりの時に会って事情を打ち明けようかと思ったが、やはりよし。こんな場合、女がこちらの側の味方をするには、まず、あるまい。みすみす犯人を逃がす手伝いをさせるようなことが今まで多かった。(張込み) [82-53]

: [みすみす犯人を逃がす手伝いをされるようなことが今まで多かった。]

- (44) 自分の肉体の純潔が破られた、という風ではなく、誰も知らない私というものを、彼だけが知っているその権利を持たせた、ということで、彼を憎悪するものがあつた。出来るならば、この男だけ世の中から除けてしまいたかつた。(素足の娘)

: [彼だけが知っているその権利を持たれた、]

- (45) しかし佳穂はこの機会を逃したくはなかつた。今それ(金/援助)を頼めるのは仁科しかないなかつた。星野は呻いた。結局は金のある人間だけが踊るのだろ

うか。「僕はいやだ。仁科に(金ヲ)出させる位なら、罷めてもらう」ここまできて、彼女をまた仁科に結び合わせるのは厭だった。どんな関係も持たせたくはなかった。(花霞) (「(金ノ)援助」)「(金ヲ)」は早津が補ったもの)

: [どんな関係も持たれたくはなかった。]

これらは‘放任の使役’などといわれるものに類するが、「A」の行為たとえば「男が声を出す」「女が(犯人逃亡の)手伝いをする」「彼がその権利をもつ」「彼女が仁科との関係をもつ」という事態が生じるのを許すかどうかはある程度「E」(「私(盗人)」「こちらの側(=警察)」「私」「僕(=星野)」)の関与しうることであり、それゆえ使役動詞が用いられているのだろう。しかし一方、そういった行為を「E」は迷惑あるいは不本意ながらも蒙らねばならない立場だとも感じられるので受身動詞によっても表現することができ、その場合迷惑性や不本意性がやや前面に感じられるようになる。それに対し次の「犬に食わせる」の例のように、「E」が不特定者であり「犬が病人を食う」行為が「E」にとってとりたてて迷惑でも不本意でもないようなものは受身表現が不自然である。

(46)病人は、依然として、眼をつぶった俣、顔の筋肉一つ動かさない。・・・「それじゃ、死んでいるのさ」次郎は、三度白い歯を見せて、笑った。「死んでいたって、犬に食わせるのは、ひどいやね」(楡盗)

: [?死んでいたって、犬に食われるのは、ひどいやね]

一方、この類の受身表現の例で使役表現との接近が感じられるのは次のようなものである。

(47)けれども、父がやっと落ち着いているこちらの生活を壊したくないと思うのも無理はないと思えた。小ぢんまりとしたきれいな暮らし、それは、今一人の人間がこの上にまじっても壊れる程度のものにちがいがなかった。ごたごたとした祖母たちの雰囲気を持ち込まれることは、世間の体裁も悪いにちがいない。(素足の娘)

: [ごたごたとした祖母たちの雰囲気を持ち込ませることは、]

ここでは「A」の行為(「祖母たちの雰囲気を持ち込む」)に対して「E」(「父」)が制御力・支配力を持ち得るような状況であり、これは使役でも表現することが可能である。「祖母たち」が現在離れて暮らしている「父」のところに身を寄せるかいなかは、「祖母たち」だけの意向で決められることではなく、「父」の裁量にかかっている「父」が許可することが必要なのである。

これに対し、次の受身表現の例は使役表現ではいいかえにくい。(48)では、「親類たちが勝手なまねをすること」に対してを「葉子」は積極的に阻止したりしようとせず、「見向きもしないで黙っていた」というのだから、一方的に受ける姿勢である。この文脈で使役にすることが不自然なのはそのためだろう。(49)では、「着

を切る包丁で蛇を切る」ことは、その包丁を普段使っている「女中」の許しが必要となるとも考えられるのだが、この場面ではもはや避けようもなく、「～と困る」という表現にもうかがえるようにやはり女中は受け手としての性格が強い。

(48)住居は住居で、葉子の洋行後には、両親の死後何かに尽力したという親類の某が、二束三文で譲り受ける事に親族会議で決ってしまった。少しばかりある株券と地所とは愛子と貞世との教育費に充てる名儀で某々が保管することになった。そんな勝手放題のまねをされるのを葉子は見向きもしないで黙っていた。(或る女)

：〔? 勝手放題のまねをさせるのを葉子は見向きもしないで黙っていた。〕

(49)その娘は女中だったと見えて、稽古に隣へ来ていると云う外の娘達と同じような湯帷子を着た上に紫のメリンスでくけた襷を掛けていた。着を切る包丁で蛇を切られては困るとでも思ったか、娘は抗議をするような目付きをして主人の顔を見た。(雁)

：〔? 着を切る包丁で蛇を切らせては困るとでも思ったか、〕

なお、上にあげた使役と受身の接近がみられる用例からうかがえるように、この類の用例で用いられている動詞には、(42)「声を出す」(43)「手伝いをする」(44)「権利をもつ」(45)「関係をもつ」(47)「雰囲気を持ち込む」のように「Pを Vt」という形をとる他動詞ではあるが他へのはたらきかけ性といったものが希薄な動詞であることが多い。またこれらを含め、使役・受身の接近がみとめられる例ではほとんど「P」が省略されることなく明示されている。これは、「Pを Vt」という動作の主体である「A」がほとんどの例で明示されていないのと対照的である。「A」が「P」にとって広い意味での所有者であるので明示する必要がそれほどないということなのだろうか。ここで所有者というのは「A」と「P」との間に、(42)では「男の声」、(43)「女の手伝い(幫助)」、(44)「彼の権利」、(45)「彼女の仁科との関係」、(47)「祖母たちの雰囲気」といった関係があることをさしているのだが、《B》類との近さを感じさせる。なお、使役と受身の接近がみとめられない(48)においても「Pを Vt」が「まねをする」であり、「親類たちの勝手放題のまね」であって、その点では(42)～(45)(47)と同様である。

3. 1. 2 《A2》

— 第三者が主語の使役・受身(自動詞の場合) —

Aが Vi

Eが Aを Vi-せる

Eが Aに Vi-れる

この類でも、使役文・受身文の主語が「Aが Vi」という事態にとっての第三者であるとはいうものの、「E」と「A」とは、密接な関係にあるもの、たとえば〔親-子〕、〔夫-妻〕、〔上司-部下〕、〔自分-級友〕、〔女性-憧れの人物〕、〔男性-女友だち〕などの例が多い（注5）。

まず、使役の例のうち、受身との接近の感じられるもの。

(50)「それは心細かったと思うわ。でも、あたしにくらべたら、あなたなんか恵まれすぎてるくらいよ。あたしたちが満州から引きあげて来た時なんて、思い出しても泣きたくなるわ。生まれて一年めの男の子を死なせてしまうし。」
（よき隣人）

：〔一年目の男の子に死なれてしまうし。〕

(51)ぺんぺん草の實ほどもない血筋やとは思っても、おのれの血ひいたただ一人の子を死なせて、なんでこのよその子に、「お父はん、」と呼ばれながら立ちすくむのでござりませうぞ。（おはん）

：〔おのれの血ひいたただ一人の子に死なれて、〕

(52)あとかたづけをしていたお婆さんは、雑誌を手にとって、ゆき子の指差した目次を眺めた。お婆さんは、おしげさんと云った。二人の息子を戦死させて、魚の行商をやっていた。つれあいには、この春亡くなられていた。（浮雲）

：〔二人の息子に戦死されて、〕（注6）

この例では、息子の死は使役動詞で表現されているのに対し、夫の死については、「つれあいに亡くなられていた」と受身動詞で述べられている。「亡くなる」については「亡くならせる」という言い方がそもそもなじまないの、そのため受身動詞が使われているのかもしれないが、かりに「死ぬ」を用いて「つれあいもこの春死なせていた」としてもこの文脈では不自然な感じがする。息子と夫、戦死とそうでない死ということが関係しているのだろうか。妻の立場から夫の死が述べられている次のふたつの例のうち、(53)では受身動詞「死なれた」が(54)では使役動詞「死なせる」が用いられているが、どちらも使役と受身の接近は感じられない。(53)では、夫の死に対して「お貞」はおそらく引き起こし手ではなかったの、(54)では、「環夫人」は「亭主が料理屋の一室ではなく病院のベッドで死ぬ」ように積極的に動こうとしている。そういったことからくる違いだろうか。

(53)（お貞は）前田家の奥で、三十まで勤めて、夫を持ったが間もなく死なれてしまったと云う。（雁）

：〔？三十まで勤めて、夫を持ったが間もなく死なせてしまったと云う。〕

(54)「僕は今、女の虚栄心というものについて考えていたところだ。……。環夫人は亭主の死期をたとえ早めても、亭主を料理屋の一室ではなく病院のベッドで死なせたいわけだ。僕の情から言えば、古い友人の命はまことに惜し

い。……。しかしだな、人の細君の虚栄心の前には、友人といえども友情を押し売りにするわけには行かんだ。」(宴のあと)

：〔?亭主の死期をたとえ早めても、亭主に料理屋の一室ではなく病院のベットで死なれたいわけだ。〕

次の例は使役動詞の例だが、小調査では受身を選んだ人がきわめて多かった。

(55)「そうそう。昨日の今日ということだろう。君が自殺少年の記事をおくり、局長がその次の朝、また自殺にぶつかったんだからな。それで今朝の会議は、その話でもちきりだった。あげくのはてに、少年の自殺をとりあげてみようということになったんだ。うちの社の者のなかにだって、やばい親がいるだろう。子どもを自殺させぬうちに、とりあげてみようという意見まであってね。」(死にたがる子) [23-132]

：〔子供に自殺されぬうちに、〕

「子どもが自殺する」ということは、「戦争で死ぬ」「病気で死ぬ」などに比べて親にとって精神的な負担が大きいものと感じられて、その不本意性・迷惑性を表わすものとして受身動詞のほうが自然だと判断されたのだろうか。それに対し次の(56)のように、親が子供の行為に対して監視者・責任者という要素が強いようならば使役もふさわしいかもしれない。

(56)諒子が居ても居なくても、父とは何の関係もない毎日であった。しかし父はやはり、置き去りにされ、見捨てられてしまう孤独を感じていた。理屈はみな解っている。若い者が自分の新しい生活を求めて親をはなれていく。その事に何の不思議もない。したがって、諒子を行かせたくない気持があっても、自分でそれを抑えようとしていた。(その最後の世界) [90-45]

：〔諒子に行かれない気持ち〕

次の例も(55)同様、小調査では受身が比較的多く選ばれている。

(57)曾田は夕食後事務室へ週番士官が安西二等兵の処分をどうするだろうかをうかがいにおりて行ったが、週番士官はむしろ安西を徒らに刺激して逃亡させるようなことになっては、最初の学徒出陣に傷をつけることになるのでただそれをおそれているようだった。(真空地帯) [55-80]

：〔安西を徒らに刺激して逃亡されるようなことになっては、〕

この例の構文的な性質をみると、「安西を徒らに刺激して」が先行しているので、そのヲ格を保ったまま「逃亡させて」とするほうが自然だと感じられるということがある。また一方、意味的な面を考えるならば、「ただそれをおそれているようだった」という表現に続くことにもうかがえるように、「週番士官」にとっては「安西が逃亡する」ことは起こって欲しくない事態であるため、そういった事態を受けることになるという迷惑性を表現するものとして「逃亡されて」ということも自然

であろう。ただし後者の場合、格関係をうるさく考えれば、「週番士官は安西を徒らに刺激して安西(彼)に逃亡される」であろう。先行する部分からの影響ということでは次の例も、「死なせて」は「お母様を・・・いじめて、困らせ、」という「母」に対するはたらきかけを表わす表現に続いておりこれは受身動詞にすると不自然になる。

(58) こんないいお母さまを、私と直治と二人でいじめて、困らせ、いまに死なせてしまうのではなからうかと、ふうっとたまらない恐怖と心配の雲が胸に涌いて、・・・(斜陽)

：〔?二人でいじめて、困らせ、いまに死なれてしまうのではなからうかと〕
かりにこの部分が「お母様を・・・いじめて、困らせると、いまに死なせてしまう」となっていれば(つまり複文的であることがよりはっきりしていれば)、「お母様を・・・いじめて、困らせると、いまに(お母さまに)死なれてしまう」のように受身動詞で表わすこともできそうである。

次の例では、もとの動詞による文としては「岡田が(お玉の前を)行き過ぎる」を考えることができるが、使役動詞ならば傍観の気持ち、受身動詞ならば残念な気持ちを強く感じさせるだろうか。

(59) そこへ丁度岡田が通り掛かって、帽を脱いで会釈をした。お玉は帯を持ったまま顔を真っ赤にして棒立に立っていたが、何も言うことが出来ずに、岡田を行き過ぎさせてしまった。お玉は手を焼いた火箸をほうり出すように帯を棄てて、雪踏を脱いで急いで上がった。(雁) [57-78]

：〔岡田に行き過ぎられてしまった。〕

次に受身動詞の例を示す。使役でも表現できそうなものとして次のような例がある。

(60) (悟は) ま新しい浴衣きて、ほんに、どこぞ祭にでも行きますやうな姿のまま、そこに寝たのでござります。なにやら私は、わが身もそこに引き込まれるよな心持になりましてなア、「悟! 俺や、お前のお父はんや、」と掻き口説くよに聲おとして、枕もとに縋りました。わが子に死なれると申すことは、まアこなな心持やと誰が言うてくれましたらうぞ。(おはん) [21-114]

：〔わが子を死なせると申すことは、〕

(61) 「それまでウイスキーをあおりながら、何事が起こっても慌てちやいかん、オレにまけておけ、と豪傑風を吹かしていたのに、庭に引きずり出されたら、そいつがまっ先に泣き出したんだ。へたに取り乱されたら全員の命が危ないところだったので、オレたちは必死で取り押えた」(サイゴンのいちばん長い日)

：〔へたに取り乱させたら全員の命が危ないところだったので、〕

(62)そのために道は二つ。一つは今上が東宮に譲位して東宮位をあげるようにすること、もう一つは現東宮を廃太子に導くこと、である。だが前者の方がより賢明であることは考えるまでもない。現東宮は一条帝より四歳の年上だから、即位されても短期在位で終わらせることが出来る、無理に廃太子などという強硬手段に出ることはない。(大鏡の人びと)

：〔即位させても短期在位で終わらせることが出来る、〕

(63)二七歳の時、女友達のひとりが妊娠した。女が結婚してくれなければ強姦で告訴してやると言ったのに腹を立て、女の腹を蹴飛ばしたら、女は流産した。医者に行かれると証拠が残ると思い、薬草を買い与えて、女の故郷へ送り返した。(貧困の精神病理)

：〔医者に行かせると証拠が残ると思い、〕

(64)私はその子をどうしてもブランコに乗せたくて、自分の順番がまわってくると、その男の子を藤棚のところからはがしてブランコに乗せようと引っぱりについてワーワー泣かれた思い出があります。でもその子は、ついにどうしても乗りませんでした。(弁護士にかけた夢) [45-90]

：〔引っぱりについてワーワー泣かせた思い出があります。〕

上の(62)では、実際には東宮が天皇に即位することにはおそらく道長が積極的に関与するわけだが、そのはたらきかけ性を表わすものとして「即位させる」ということもできるだろう。(63)は、「行かせる」にすると、「薬草を買い与えて」「故郷へ送り返した」という後続の他動詞文の表わす積極性とあいまって、いわゆる‘放任の使役’ともいえずやや強制的な意味あいを感じられやすく、この文脈では不自然かもしれない。「行かれる」ならば女の勝手な行為で男はそれを望んでいないという意味あいを感じられる。(64)に対しては小調査で使役動詞も比較的多く選ばれている。これには、先行する箇所「男の子を藤棚のところからはがす」「男の子をブランコに乗せる」「男の子を引っぱりに行く」という、「私」から「男の子」への積極的なはたらきかけを表わす表現があることが関わっているように思われる。すなわち、先行する部分が事態の‘引き起こし手’を主語とした表現であるため、その主語のまま意味的にも同じ性質を保って表現するとすれば、使役表現がふさわしいと考えられるからである。しかしながら、この例で「私」は泣かせようと思って「引っぱりにいった」のではなく、いつも仲間はずれにされてブランコに乗せてもらえない男の子を何とかブランコに乗れるようにしてやろうとして引っぱりにいったのであり、「男の子が泣いた」ことは「私」にとって、意外なことでどうしてよいかわからなくなってしまい困っている事態である。そういう意味的な面を考えると受身のほうが自然だということになるのだろう。

次の例は使役表現にすると不自然に感じられる例である。

(65)殺人事件は、すぐ近所に知れわたり、刑事が張込むようになりました。妹が自首しろと言うから、何を言うか、犯人はお前の夫だと言うと、妹は主人に行かれると困ると泣くんです。(死刑囚の記録)

:〔?妹は主人を行かせると困ると泣くんです。〕

(66)彼はまるで木谷に上にあがってこられるのをふせごうとして寝台の上に身体をのぼしているかのようだった。(真空地帯)

:〔?彼はまるで木谷に上にあがってこさせるのをふせごうとして〕

上の(65)では、「妹」は夫の行為に対して影響力をもちえず、受ける立場でしかないこと、「行かれると困る」のように続いていることなどのためであろう。《A1》の(49)も「切られては困る」であった。(66)も、「～をふせごうとして」という表現に続いていることからもうかがえるように、「木谷が上にあがってくる」ことは「彼」にとってできれば避けたい迷惑な事態である。そのため(65)(66)は受身表現のほうがふさわしいのだろう。

3. 2 《B》類

3. 2. 1 《B1》

— 持ち主が主語の使役・受身（他動詞の場合） —

Aが EのPを Vt

Eが Aに Pを Vt-せる

Eが Aに Pを Vt-れる

手元の用例で使役・受身の接近がみられるものには、この《B1》《B2》が他の類に比べて多い。「A」はほとんどが人だが、その他に「雨」「風」などもあり、いずれの場合も使役・受身とも「Aに」の形で文中に明示されていることが多いのが気づかれる。

使役構造の文で受身でも表現できそうなものには次のようなものがある。これらでは、(67)「按摩がかづの腕を揉む」(68)「他人がわたしの思うことを邪魔する」(69)「人々が大住軍曹の特異な存在をみとめる」(70)「女中が(客たちの)話を聴く」(71)「おかよが私の思いを知る」ようになることに対して、「かづ」「わたし」「大住軍曹」「客たち」「私」はそれを積極的に引き起こしたり、あるいはとどめたりすることができる立場にあると考えられる。そうした‘引き起こし手’という面をとらえて、「かづ」などを主語にした使役表現がなされているのだろう。その一方で、これらの事態においては、「かづ」「わたし」などは「按摩」「他人」などからののはたらきかけを受けているとも考えられる。こうした、‘受け手’として

の面もたしかにみとめることができるので、それを主語とした受身表現も自然なものと感じられるのであろう。なお(67)については、(74)との関係で後にも触れる。

(67)「一寸私が脅迫をやりましてね。それでもう大丈夫なの」かづは山崎の返事もきかずに、うしろ向きになって、按摩に腕を揉ませながら、更にこう言った。(宴のあと)

：〔かづは・・・按摩に腕を揉まれながら、〕

(68)多津枝は掴んだズボンごと相手の膝をゆすぶった。「わたしは今日まで、しようと思うことは誰にも邪魔させないでやって来たのは、あんた知ってるでしょう。わがままだの、困り者だのといわれても、それで押し通して来たんじゃないの。・・・」(迷路) [87-48]

：〔しようと思うことは誰にも邪魔されなくてやって来た〕

(69)それ故に大住軍曹が中隊にあってしばしば横車をおし乱暴をはたらき、そして自分の特異な存在を人々にみとめさせてきたことなどは全くかえりみられなかった・・・(真空地帯)

：〔自分の特異な存在を人々にみとめられてきたことなどは〕

(70)こみいった事情らしいが、事がらよりも主に悪口で、悪口のほうは明けっぱなしな大声と笑いで話され、事がらのほうは聴きとりにくい。来たばかりの女中に聴かせたくない話らしいとかんぐって、梨花は染香さんのしたくを手伝う。(流れる)

：〔来たばかりの女中に聴かれたくない話らしいとかんぐって、〕

(71)こなな私の心は、私にも合点があまりませぬ。ほんのいまのいままで、あのやうに思うてたことをござりますのに、そのわが胸の中の思ひを、一ときの間でもこのおかよに知らせずにすむためには、私はそのとき、もうわれから飛びついて、どななことでもしてのけたやろと思ふのでござります。(おはん) [8-127]

：〔そのわが胸の中の思ひを、一ときの間でもこのおかよに知られずにすむためには、〕

最後の例(71)は、小調査においては圧倒的に受身のほうが選ばれているがなぜだろう。この引用部分からは、「おかよがわが胸の中の思ひを知る」という事態は、もしかするとそうになってしまうかもしれないのではあるが「私」にとっては避けられるものなら避けたい望ましくないことであるということが読みとれる。「知らせずにすむ」ためには何でもするという思いであったことからそうであろう。そういった「私」にとっての迷惑性が感じられる事態であるために「知られずにすむ」という受身表現のほうが自然と感じられたのであろう。原文では「知らせる」が使われているわけだが、そのことにはこの引用部分のいくらかまえに述べられている

事実が関係しているのかもしれない。それは、引用部分にある「あのやうに思うてたこと」「わが胸の思ひ」の内容なのだが、「私」は「おかよ」のもとを訪れる前には、「おかよ。俺はもう、この家にゐる人間ではなうなったのや。・・・」と別れ話をもちかけるべきではないか、そうすることが「おかよ」のためにもよいのだ」といったん思っていたのである。「おかよ」に会うと結局はそうすることができずその思いを隠しておこうとしてしまうわけだが、そういった、別れ話を「伝える」ことをせずすむ、という意味で「知らせずすむ」が用いられたとも考えられるのである（注7）（注8）。

受身構造の文のうち使役でも表現できそうなものには次のようなものがある。

(72)「ここ誰のお部屋？」ついて来た悦子が白川にそっくりの白い細面の顔を傾けてきくのに倫は、「お父さまが書物を御覧なされるのにお建てになつたのだよ。悦はあっちへおいで」と押しのけるようにきつく言った。自分を際限なく犯して来るものに娘まで犯されてはならない。必死な気構えが悦子にはただ母をこわい人だと思わせる。（女坂）

：〔自分を際限なく犯して来るものに娘まで犯させてはならない。〕

(73)お玉を目の球よりも大切にしていた爺いさんは、こわい顔のおまわりさんに娘を渡すのを、天狗にでもさらわれるように思い、その婿殿が自分の内へ這入り込んで来るのを、この上もなく窮屈に思つて、・・・（雁）

：〔天狗にでもさらわせるように思い、〕

(74)その灰を頭から浴びて、ちぢれ髪、色の黒い、肥った、十六七の下衆女が一人、これも酒肥りに肥った、禿頭の老人に、髪を毛をつかまれながら、怪しげな麻の単衣の、前も露に取乱した袂、足をばたばた動かして、気違ひのように、悲鳴を上げる。（楡盗）

：〔禿頭の老人に、髪を毛をつかませながら、〕

これらで、(72)の「自分を際限なく犯してくるもの」、(73)の「天狗」、(74)の「老人」は、この事態においてあらがいきれない力をもった存在であり「倫」「爺いさん」「下衆女」はそれらからの望ましくない影響を受ける立場のものとして捉えられているので、それを主語として描くのに受身表現はふさわしい。しかし他方、強い存在者にそれを許しておかざるをえないという面もみとめることができ、使役表現も不自然でないということであろう。先の(67)「腰を揉ませながら」と、この(74)「髪を毛をつかまれながら」とはいずれも自己の身体に対する動作を受けていることを表わしているのだが、前者は使役、後者は受身で表現されている。この違いは、(67)では「かづー按摩」のうちこの場では強い立場とみなしうる「かづ」が主語であり、(74)では「老人ー下衆女」のうち弱い立場にある「下衆女」のほうを主語とした表現であることが反映されてのことではないだろうか。次の(75)でも、

「老婆」に対して「俺の足を拜む」ようにしむけたのは「俺」であって「俺」には主導権のようなものがある。そのため使役表現も可能なのだろう。

(75)俺は鹿爪らしく語り始めた。俺が生まれたとき、母の夢に仏が現じて、この子が成人した暁、この子の足を心から拜んだ女は極楽往生するというお告げがあった、と俺は語った。信心の深い寡婦は、数珠を爪ぐり、じっと俺の目を見つめてきいていた。俺は・・・屍のように、裸のまま仰向けに横たわった。・・・俺の内部は笑いに溢れていた。そして俺は露ほどもおのれを夢みてはいなかった。老婆が経を称えながら、俺の足をしきりに拜んでいるのがわかった。俺は拜まれている自分の足のことだけを考え、その滑稽さに息が詰りそうな心地がした。(金閣寺)

：〔俺は拜ませている自分の足のことだけを考え、〕

次の例でも、「男が私の写真を手に入れること」「母が僕の夜尿癖を知ること」「彼が玲子のこだわりをさとること」は、「私」「僕」「玲子」にとって蒙るのが好もしくない事態であり、一方、そういう事態が起きることには「私」「僕」「玲子」の方からのはたらきかけが与ることでもある。いずれの面を強くとらえるかによって受身あるいは使役のいずれかが選ばれるのだろう。

(76)「あの大きい方の写真、いらないんでしょう。僕に呉れない？ ね、いいだろう」と、尻あがりに言った。私は、会社へ入ると早速、そのような申込みをされることを、なんて早いのだろう、とでもいう風にした。兎に角、写真など男の手に握られるということは由々しきことだと思った。そんな用心を私はいつとなしに心の中にちゃんと据えていたのである。(素足の娘)

：〔兎に角、写真など男の手に握らせるということは由々しきことだと思った。〕

(77)マルティンには、実は、夜尿の癖があり、それを母に知られたくないばかりに、セントロの路上で浮浪児達と一緒に寝たこともある。(貧困の精神病理)

：〔マルティンは・・・それを母に知らせたくないばかりに、〕(「知らせる」にすると、いわゆる伝達動詞のようになる。)

(78)(玲子は)久永と行ったバー「K・G」で、美しい女優と同伴していた彼女を見た時のこだわりを、彼にさとられるのは厭だった。(花霞)

：〔彼女を見た時のこだわりを、彼にさとらせるのは厭だった。〕

上でみてきた(67)～(78)が使役と受身の接近する例であった(注9)。これに対し、次の受身の例は使役表現にすると不自然である。(79)(80)は、「彼」「彼女達」にはまったく主導権がなく、一方的に‘受ける’行為であるので使役ではあrawしにくい。(80)で、「女性性の芽を摘む」ことが、彼女達にとって望ましいことならば、むしろ使役のほうがよいだろうが、ここではそのことは彼女達にとって好まし

くないこととして述べられているので使役動詞はふさわしくない。また、ともに「～をにぎられ、～といわれて」「～を摘まれ、～が引き伸ばされて」という受身動詞の重なりがある。

(79) (彼の) 話には身振り手振りが入り、表情はよく変り、笑いながら話していたと思うと、被害者に対して、「ああ、ただ申し訳ないの一語です。第一回公判のときに、磯部さん(被害者)の息子さんに外套をにぎられ、『お母さん、お姉さんをかえせ』といわれて、ああ悪いことをしたと思いました」と涙ぐむ。(死刑囚の記録)

：〔? 磯部さん(被害者)の息子さんに外套をにぎらせ、〕

(80) しかし、アイデンティティの在り方は異なる。彼女達はそれまでの〈背のび〉の過程で女性性の芽を摘まれ、母性性のみが引き伸ばされている。(貧困の精神病理)

：〔? 彼女達は・・・女性性の芽を摘ませ、〕

次の2例は「(金を)まきあげる」による使役表現、受身表現の例である。どちらも使役と受身が接近する例だが、(81)ではそういった事態を阻止しようという意図性、(82)では、「騙されて」被害にあったという‘やられ性’がやや強く感じられるという違いがあるだろう(注10)。

(81) なにも物好きに、政党屋のおてんば娘なんぞしよいこむことはない。ふん、おれの代になれば、そんな困りで、一文だって捲きあげさせやしない。(迷路) [112-23]

：〔そんな困りで、一文だって捲きあげられやしない。〕

(82) リマに来てすぐ、父の居所を知っているという同郷人に会い、騙されて有り金をすっかり巻き上げられてしまった。(貧困の精神病理)

：〔騙されて有り金をすっかり巻き上げさせてしまった。〕

以上みてきたものは、「Pを Vt」の主体「A」が人であるものだった。使役・受身が接近するものにはそういう例が多いのだが、「A」が「雨」や「風」などの例もいくらかある。まず使役の例。

(83) 「朝雨、傘いらず、と申しますから、」一緒に行ってくれる助手の女の子は、そう言って笑いながら、傘を持たずに出掛けることを主張した。ほんの少しの雨に、わざと頬を打たせながら、私たちは那須の家を出た。(残っている話)

：〔ほんの少しの雨に、わざと頬を打たれながら、〕

(84) 太郎は、そこを栗毛の裸馬に跨って、血にまみれた太刀を、口にくわえながら、両の手に手綱をとって、嵐のように通りすぎた。・・・彼は、乱れた髪を微風に吹かせながら、馬上に頭をめぐらして、後に罵り騒ぐ人々の群を、

誇らかに眺めやった。(檢盜)

：〔彼は、乱れた髪を微風に吹かれながら、〕

(83)では、承知のうえで雨の影響を受けているのであり、(84)では、「彼」は余裕あるいは満足の心情をもって「微風」のなかに身をまかせている。いわば‘自ら望んで打たれる／吹かれる’といった感じであり、そういった状況を表わすために使役のほうがふさわしいだろう。しかし一方、「雨」や「風」の影響を蒙るという点では‘受け手’であり、受身で表現されたとしても不自然さを感じさせない。次の2例は「頬を吹かせる」と「頬を吹かれる」の例であり、互いに言い換えることができる。ただ(85)では「窓を開ける」という、風を受けるためになされた行為の叙述が先行していることで、受身表現がやや不自然に感じられるかもしれない。(85)は積極的な行為であることを、(86)は単に受ける行為であるかという違いをいくぶんは感じさせるだろうか。

(85)神戸の駅は雑踏していた。降りる人が降りてしまうと、どやどやと入り込んできて、汽車は揺れるほどだった。私は疲れてきていて、窓を開けて冷たい風に頬を吹かせた。(素足の娘)

：〔窓を開けて冷たい風に頬を吹かれた。〕

(86)外は可成り強い夜風が吹いている。が、肩をすぼめながら、もうその風に頬を吹かれるのも、そそられるような心よさがあった。(素足の娘)

：〔その風に頬を吹かせるのも、そそられるような心よさがあった。〕

ところで、(84)～(86)の「風に吹かせる」「風に吹かれる」に対して「風が～を吹く」という文を考えてみよう。「微風が彼の髪を吹く」「風が私の頬を吹く」という他動詞文はいずれも奇妙な表現に感じられないだろうか。「風」は「～を吹く」というはたらきかけの主体とはとらえにくく、同時にこういった他動詞的な「吹く」もみとめにくいように思われる。しかし「ビュービュー風が吹く」における「吹く」のような自動詞的なものとも同じではなかろう。不安定な他動詞というべきかもしれない。そうだとすると、「私が風に頬を吹かせる」「私が風に頬を吹かれる」を、「風」を「A」とみなした他動詞文「風が私の頬を吹く」に対する使役文・受身文ととらえることがはたして妥当だろうかという疑問が生じてくる。この場合の「風に」は、自動詞文「風にばさばさ揺れる窓のない天幕」(サーカス放浪記)、「長い髪が風になびいていた」あるいは「雨に濡れる」「寒さにふるえる」などにおける「に」に近いものではないだろうか(注11)。

《B1》類で、使役・受身の接近がみとめられるものは「A」がやはり人であるのが普通であって、「雨」「風」はやや特殊な例とするべきなのかもしれない。次のように「清流の響き」というやはり自然現象であっても、それを主語にする受身文はいくぶん不自然に感じられる。

(87)風呂場の窓の外には、石を越して流れ下る水の声もおもしろく聞こえた。透きとおるばかりのわかし湯にからだを浸しあためて、しばらく清流の響きに耳をなぶらせるその楽しさ。(破戒)

：〔?しばらく清流の響きに耳をなぶられるその楽しさ。〕

最後に、《B》類と《D》類との類似性についてふれておきたい。先の(69)では「大住軍曹が自分の特異な存在を」、(71)では「(私が) わが胸の思いを」、(75)では、「俺は揉まれている 自分の足を」のように、使役文・受身文の主語である「E」が広い意味で「P」の持ち主でもあることが、文中で代名詞などによって表わされている。《B》類の使役・受身の接近の例にみられるこの特徴には《D》の〈ア〉〈直接対象が主語の使役・受身(「P」が人である場合)〉とのつながりをみることができそうに思われるのである。

3. 2. 2 《B2》

— 持ち主が主語の使役・受身(自動詞の場合) —

Aが EのPに Vi

Eが Aを (E)Pに Vi-せる

Eが Aに (E)Pに Vi-れる

《B2》類に属するのは、自動詞とはいっても「すがりつく」「まといつく」「氣づく」のような、二格の補語を必須成分に近いものとしてとる動詞である。受身との接近が感じられる使役動詞の例に次のようなものがある。

(88)アパートのほうを向くと、一階二階の戸口ごとに女がまちまちの恰好で立ち、子供を腰にすがりつかせ、そろってこちらをじっと見ていた。(夜の香り)
[85-50]

：〔子供に腰にすがりつかれ、〕

(89)「おまえは鳥を体一面にまといつかせているんだから、羽根ぶとんをひっかぶっているようなもんだ。あつたかいし、恥ずかしくないだろう?」(鳥)

：〔おまえは鳥に体一面にまといつかれているんだから、〕

いずれも受身動詞による表現も可能である(注12)。「女」「おまえ」は、「子供が自分の腰にすがりつく」「鳥がおまえの身体一面にまといつく」ことをゆるしている、という意味でいわゆる‘放任の使役’のようなものであるが、一方、「子供」「鳥」のそういったはたらきかけは「女」「おまえ」に向けて行なわれるものであるから、それを‘受ける’存在でもある。そのため使役表現と受身表現とが近くなるのだろう。

「Eが Aを Pに Vi-せる」という使役文であっても、「A」が人でないも

のは受身表現が不自然である。(90)では「樹木」が、(91)では「汗」が、(92)では「険しい色」がそれぞれ「A」にあたる。

(90)部落から五六百米しかはなれていないA島は、全身に濃緑色の樹木を密生させ、所々に五六間も直立する灰色の岩をむき出して、深い水面にうずくまっていた。(海肌の匂い)

(90)-a [樹木が A島の全身に 密生する]

-b A島が 樹木を 全身に 密生させる

-c ? A島が 樹木に 全身に 密生される

(91)猪熊の婆は、黄ばんだ髪の毛の根に、じつりと汗をにじませながら、足にかかる夏の埃も払わずに、杖をつきつき歩いて行く。(楡盗)

(91)-a [汗が 婆の髪の毛の根に にじむ]

-b 婆が 汗を 髪の毛の根に にじませる

-c ? 婆が 汗に 髪の毛の根に にじまれる

(92)太郎は、橋を渡りながら、うすい痘痕のある顔に、又険しい色を閃かせた。(楡盗)

(92)-a [険しい色が 太郎の顔に 閃く]

-b 太郎が 険しい色を 顔に 閃かせる

-c ? 太郎が 険しい色に 顔に 閃かれる

これら(90)~(92)はいずれも、原文で「全身に樹木を密生させる」のように「ドコに ナニを Vi-せる」という語順になっており、この点でも(88)(89)が「ナニを ドコに Vi-せる」であることと異なっている。

次の例は受身動詞の例で、使役表現も可能である。ただし、何に「気づく」のかがややあいまいであり、「私の気持ち・心の動揺」ならばこの《B2》類だろうが、「手紙の内容」ならば《A2》〈第三者が主語の使役・受身〉ということになる。

(93)「ねえお前、卓ちゃんから悪い報せでもあったのかい。どうしたんだい、そんなこわい顔して。」私は急いで手紙を封筒に入れると、大儀そうに立ち上がって大きく伸びをし、部屋の隅に腰を下ろしてぼんやり外を見た。誰にも気づかれてはならなかった。(北帰行)

(93)-a [誰もが 私の気持ちに 気づかない]

-b (私が) 誰にも (自分の気持ちに) 気づかせない

-c (私が) 誰にも (自分の気持ちに) 気づかれない

(93)-a' [誰もが 手紙の内容に 気づかない]

-b' (私が) 誰にも (手紙の内容に) 気づかせない

-c' (私が) 誰にも (手紙の内容に) 気づかれない

3. 3 《C》類

鈴木(1972)などでいわれる「あいての受身」には、「太郎が のら犬に かみつかれた。(←→のら犬が 太郎に かみついた。)」 「花子は 太郎に 算数をおしえられた。(←→太郎は 花子に 算数をおしえた。)」のような受身文もふくまれるが、本稿で〈相手が主語の使役・受身〉とするもので使役と受身の接近が起こりうるのは、その動詞がかなり限られている。他動詞のほうでいえば、「人が 人に 何かを 言う」のような発話行為を表わす動詞であり、自動詞のほうでは、「人が 人に 乱暴する」のように‘人に向けられる行為’を表わしその点で他動詞に近い動詞である。ただ、《C2》類は、使役動詞のほうの例が多くそれは受身動詞でも表現できると感じられるのだが、実際の用例としては受身動詞が用いられている例はそれほど多くない。

3. 3. 1 《C1》

— 相手が主語の使役・受身（他動詞の場合） —

Aが Gに Pを Vt
Gが Aに Pを Vt-せる
Gが Aに Pを Vt-れる

使役文・受身文の主語となるのは、もとの動詞の表わす発話行為などの相手である。使役・受身とも手元のほとんどの例で、発話の主体は「Aに」で、発話の内容は「Pを」で文中に明示されている。

使役と受身の接近がみとめられるものには次のようなものがある。(94)～(97)は使役動詞、(98)(99)は受身動詞の例であるが、「言う」の例がほとんどである。

(94) (駒子が島村に) 「初めて会った時、あんたなんていやな人だろうと思ったわ。あんな失礼なことを言う人ないわ。ほんとうにいやあな気がした。」島村はうなずいた。「あら。それを私今まで黙ってたの、分かる？ 女にこんなことを言わせるようになったらおしまいじゃないの。」「いいよ。」「そう？」と、駒子は自分を振り返るように、長いこと静かにしていた。(雪国)
[63-72]

: [女にこんなことを言われるようになったらおしまいじゃないの。]

(95) このひとの芸はこの土地では免されたものの一つであって、だから主人の舞台のときには三味線もお囃子も粒よりだし、立方はもとよりである。としまからも若いものからも、うちのおねえさんの唄だというと喜ばれる。踊りいのように助けて唄ってくれるし、どういう唄いかたをしても、鳴物の連中には文句を云わせないだけの押えをもっているし、それだけの唄の技倆もある。

(流れる) [118-17]

: 「鳴物の連中に文句を言われないだけの押えをもっているし、」

(96) (リハーサルを何度も繰り返したことに対して) 「あそこはね、撞木をもろに客席の上に吊ったでしょ。何かあったらお客さんの上に落ちるわけ。・・・自分では大丈夫だと思ってたけど、お客さんに不安感じさせるようじゃいけないっておもったのよ」(サーカス放浪記)

: 「お客さんに不安を感じられるようじゃいけないっておもったのよ」

(97) 相手の話をじっと聞いていて、最後に決定的な自分の意見をいう — その真似にはキザっぽい気取りもみられたが、それでもそんな「心がけ」になれるところが、相手にみなまでいわせずにやっつけてしまうことに互いに快感を感じてきた今までの安吉たちの行き方よりもいいことのように見えた。(むらぎも) [118-17]

: 「相手にみなまでいわれずにやっつけてしまうことに・・・」

(98) 父の提言に賛同して救助隊に加わった十名の遺族は、もしあのとき父が軽はずみな拳に出なかったら、というふうに母を責め立てはじめたのだった。それは遣り場のない怒りの自然な動きだったと言えるかもしれない。しかし、それが自然すぎるだけに、なぜその感情を抑えようとしなかったのか、押し流されるままになっているのか私は疑問に思った。ただ、厭味を言われるような素地はたしかにあったように思う。なんと言っても父の決心は冷静に詰められたものではなく、行き掛かり上のものでしかなかったし、その非を認めるには母という人の気性は激しすぎ、私も幼すぎたのだから。(北帰行)

: 「厭味を言わせるような素地はたしかにあったように思う。」

(99) ハウス・ボーイのジョゼフは、テーブルの上に並べた朝の料理と、わたしの顔とをそれとなく交互に見較べながら、何か不足なものがあつたら言って欲しい、たちどころに準備してみせますよといった表情で、台所の入口辺りに動かずに突っ立っている。アメリカ南部などをテーマにした映画でよく見る、“年老いた忠実な召使い”といった図である。だが、わたしは、このような態度を他人にとられることが苦手である。(花のある遠景)

: 「私はこのような態度を他人にとらせることが苦手である。」

使役・受身の接近が感じられるこのような例にみられるひとつの特徴として、(97)以外、発話や態度などが、使役文・受身文の主語にあたる人物に向けられたものであることが気づかれる。(94)では「男に対する意見」、(95)では「おねえさんに対する文句」、(96)では「私に対する不安」、(98)では「私たちに向けた厭味」、(99)では「私に対する態度」である。そのために、その発話や行為を向けられた人物の立場からすれば‘受ける’行為であるので、それは受身動詞でも表わされる。

一方、これらで表わされている状況は、相手のそのような行為をそのまま許しておく・放っておくという状況ともみなすこともできるものなのでいわゆる‘放任の使役’を表わすものとして使役動詞でも表わしうるのであろう。(97)は、引用部分以外の箇所によれば「相手」が言う意見が「安吉たち」に向けられたものでないことがわかるのだが、この引用部分だけからなら、「安吉たち」に向けられた発話ともとりうる。受身動詞「いわれる」にするとそちらのほうの意味あいが強く感じられてこよう。

(94)～(99)では使役と受身の接近がみられたのだが、もとの動詞のあらわす行為がたとえ受身文の主語となっている人に向けられたものであっても、それがひたすら‘受ける’行為としてしか考えられないような状況の場合には、その受身動詞を使役動詞にかえることはできない。

(100) (父は) 酔いにまかせて母にからんでは母を殴るのだった。母は物静かな人で実際の年齢よりずっと老けてみえた。夫に暴言を浴びせられても、暴力を振われても、二言三言何やらケチュアで呟くだけで、全てにじっと耐えていた。(貧困の精神病理)

：〔? 夫に暴言を浴びせさせても、〕

(101) 「気をつけい!」「はい、気をつけます」安西二等兵は上半身をふって言った。彼は班の中央の廊下のところで、「安西…安西…薪取りに営庭へ行ってきます」とどもりながら声が小さいと言われはしまいかと力一杯の声で言って、敬礼をすると、…出ていった。(真空地帯)

：〔? 声が小さいと言わせはしまいかと〕

(102) (彼の) 話には身振り手振りが入り、表情はよく変り、笑いながら話していたと思うと、被害者に対して、「ああ、ただ申し訳ないの一語です。第一回公判のときに、磯部さん(被害者)の息子さんに外套をにぎられ、『お母さん、お姉さんをかえせ』といわれて、ああ悪いことをしたと思いました」と涙ぐむ。(死刑囚の記録)

：〔? 磯部さん(被害者)の息子さんに…『お母さん、お姉さんをかえせ』といわれて、〕

なお、小調査の結果をみると、(94)については、使役・受身それぞれがほぼ同じ程度に選ばれているのに対し、(95)(97)では使役が圧倒的に多く選ばれている。「押えをもっている」「やっつけてしまう」といった表現があることから、「おねえさん」から「鳴物の連中」への、「安吉たち」から「相手」への、影響力・支配性といったものの強さが読みとれるからだろう。

上にみてきた例は、使役文・受身文の主語「G」が人であるものであったが、次の例のように「G」が明示的には人でないもののうちにも、この《C》類としてよ

さそうなものがある。

(103)彼女は自分のていねいな東京弁が、相手に反感を起こさせたことに気がつかなかったのである。(大岡昇平『酸素』 佐藤(1990)の用例(270)を借りた)

: [彼女は自分のていねいな東京弁が、相手に反感を起こされたことに]

(104)「ほらね、あなたは、存在しているだけで、同性に反感を感じさせる何かがあるのよ。」(花苺)

: [あなたは、・・・同性に反感を感じられる何かがあるのよ。]

「G」にあたるものが、(103)では「東京弁」、(104)では「何か」であって人ではないのだが、これらは単なるコトガラではなく「彼女の東京弁」「あなたの何か」だと考えられる。したがってこれらの例では、「反感を起こす」「反発を感じる」といった感情の向けられる直接の対象は、文の要素をみる限りでは人ではなく人のもつある属性が直接の「G」に相当するわけだが、その感情は結局その属性の主である人に向けられたものでもある。すなわち、反感や反発の対象は「彼女」「あなた」でもありその「東京弁」「何か」でもある。そしてその属性を主語にした使役文・受身文は、使役文のほうはその属性を感情の引き起こし手ととらえたもの、受身文のほうは感情の受け手ととらえたときの表現であろう。これらには次のような構造を考えることができる(注13)。

(103)-a [相手が 彼女の東京弁に 反感を 起こす]

-b 彼女の東京弁が 相手に 反感を 起こさせる

-c 彼女の東京弁が 相手に 反感を 起こされる

(104)-a [同性が あなたの何かに 反発を 感じる]

-b あなたの何かが 同性に 反発を 感じさせる

-c あなたの何かが 同性に 反発を 感じられる

まとめると次のようである。

(105)-a [Aが G' のGに Pを Vt] (「G'」は属性「G」の持ち主)

-b G' のGが Aに Pを Vt-せる

-c G' のGが Aに Pを Vt-れる

これらは「Aが Gに Pを Vt」の「G」が人でないという点で後述する《E》類に似たところがある。しかし、(105)にも示されるように、受身文でも「Pを感じる」と「P」がヲ格をとることも特徴で、《E》類では「Pが感じられる」となることと比べると、この点では《E》類と異なっており、《C》類とするゆえんである。また、「あなたに対する反発」「彼女に対する反感」とみなせる点も、先述の(94)~(99)などと同じである。このように考えてくると、(94)~(99)のうち動詞が「言う」でなかった(96)は、「G」にあたるのが「私」ではなく「(私の)演技」であって(96)は(103)(104)と似たものだと考えるべきなのかもしれない。こ

れにも次のような関係を考えることができるからである。

(965)-a [客が 私の演技に対して 不安を 感じる]

-b 私の演技が 客に 不安を 感じさせる

-c 私の演技が 客に 不安を 感じられる

3. 3. 2 《C2》

— 相手が主語の使役・受身（自動詞の場合） —

Aが Gに Vi

Gが Aに Vi-せる

Gが Aに Vi-れる

この類で使役・受身の接近がみとめられるのは、自動詞ではあるが「Aが Gに Vi」における二格の補語がなかば必須成分であってヲ格の補語と近く、また、人の人に対するはたらきかけ’を表わすものである。例にみるように、使役表現において、自動詞の使役であるにもかかわらず「A」が二格「Aに」の形で明示されており、「Aを」はきわめて不自然であることにも他動詞との近さを感じられる。

使役と受身が接近していると思われる手元の例はいずれも使役の例である。

(106) そのことばがかれの心を硬化させた。かれはその試みに頭からすっかりのめりこんでしまった。あいつらに、おれのいやらしい兄きどもに口出しさせてたまるものか。おれは試してみたいんだ、とかれは考えた。（鳥）[51-84]
：〔おれのいやらしい兄きどもに口出しされてたまるものか〕

(107) 一二年もすれば、ドイツ人かイタリア人のほかは日本には住めなくなるっていうのよ。そうして、軍部に乱暴させないためには、日本の婦人たちがみんな避妊法を学ぶことだって。（迷路）
：〔軍部に乱暴させないためには、・・・避妊法を学ぶことだって。〕

(108) 「走ったかて、しようがない。しんどいんやもん、足をひきずってかえったらええのんや」「そうしてお母さんに同情させて、甘ったれるつもりなんだな」（金閣寺）
：〔そうしてお母さんに同情されて、甘ったれるつもりなんだな〕

(106)(107)では、「兄きども」や「軍部」の、自らに対する望ましくない行為（「兄きどもがおれ（のこと）に口出しする」「軍部が私たちに乱暴する」）をみすみす放任してはおけない、という意志が表現されており、使役が使われている。しかし一方、望まないとはいえ、彼らの行為を受けざるを得ないかもしれない、という様子をも感じさせる。そういった‘受ける行為’を表わすという意味で受身でも表現されるのだろう。(108)も受身動詞による表現でもよさそうだが、「足をひきず

って帰る」という行為を、それが「お母さん」にはたらきかけてその同情を引きおこす、という‘はたらきかけ性’をもつものと感じさせるには使役動詞のほうがふさわしいだろう。(なお、「お母さんが君に同情する」ことは「君」にとってありがたいことなのだから、それを受けるという意味では「同情されて」よりも「同情してもらって」のほうがよいかもしれない。)

これらの例で、「A」の行為はいずれも「G」に向けられるものであるから、使役構造の文において次のように「おれ」などを補っていうこともできる。そのことは《D》類くア)との類似性を思わせる。

(106) 兄きどもに [おれ (のこと) に] 口出しさせて たまるものか。

(107) 軍部に [自分たちに対して] 乱暴させない ためには、・・・避妊法を学ぶことだって。

(108) そうしてお母さんに [自分に] 同情させて、甘ったれるつもりなんだな。

次の例は受身動詞「付きそわれる」「泣きつかれる」「すがりつく」が用いられている。どちらも、「Aが Gに Vi」の構文で用いられる動詞であり‘人の人に対するはたらきかけ’を表わすものであるが、使役動詞で表現するのは不自然である。「Aが Gに 付きそう/泣きつく/すがりつく」で表わされる事態においては、「G」は「A」のはたらきかけを一方的に受ける存在であって「G」には‘引き起こし手’という側面はほとんどないと考えられるからであろうか。

(109) 彼の上申書を書いているうちに、真犯人である二人が憎くなり、日夜二人を呪っているうちに、大石は頭が変になり、次第に記憶がぼんやりしてきた。入院時看守に付きそわれてきたのは覚えていない、私に問診を受けたことはぼんやり覚えている、という。(死刑囚の記録)

: [? 入院時看守に付きそわせてきたのは]

(110) 「最初は自首したのだから無期だと決めていました。でも、法廷で磯部さんの息子さんに泣きつかれた晩、被害者の夢を見て、心より前非を悔いました。・・・」(死刑囚の記録)

: [? 法廷で磯部さんの息子さんに泣きつかせた晩、]

(111) 町の上層階級のパニックはもう頂点に近い。他の記者仲間も、情報省の幹部や、ときには顔見知りていどのベトナム人にすがりつかれて、往生していた。(サイゴンのいちばん長い日)

: [? ベトナム人にすがりつかせて、往生していた。]

ところが次の「附添われて」は、この場面では「有為子」のほうが「憲兵」を圧倒しているような強さを有していて、「憲兵を従えて/伴って」とでも表現できそうな事態である。そのため、「自分を」を補ったり、「憲兵」をヲ格で示したりすれば、使役表現も可能かもしれない。

(112)私は他の五六人の少年と共に、案内の有為子を先立ててゆく第一隊に加わった。月の道を、有為子が憲兵に附添われて、先頭に立って歩くその確信にみちた足取に、私はおどろいた。(金閣寺)

：〔?有為子が憲兵に附添わせて、先頭に立って歩くその確信にみちた足取に、〕

：〔有為子が憲兵に／を[自分に]附添わせて、先頭に立って歩くその確信にみちた足取に、〕

ところで、「Aが Gに Vi」の構文をとる動詞に、人の心理状態の動き・感情などを表わす自動詞(「驚く、困る、こりる、満足する、困惑する、ハラハラする」など)があつて「G」がなかば必須の成分であり、これらの動詞があらわす事態には「A」「G」とともに人である場合もある。これらの事態は使役動詞によって表現されることは少なくないのだが受身動詞による表現は不自然となるものが多い。

(113)父は、たまにそんな風に帰るべき時でない時に帰ってきたとき、妙に我が家にそぐわない外所外所しい顔をした。それは、私をおどろかせることを気の毒がるような弱々しいものと、主人の帰りの用意されない我家の明らさまな姿を眺めるといふような、しんねりとした目つきとを感じさせるのであつた。(素足の娘)(注14)

：〔?私におどろかれることを気の毒がるような・・・〕

(114)古川栄太郎は、ゼロ番囚のなかでずばぬけて騒がしい男で、看守をこまらせたが、なおひょうきんで、人を笑わせることがあつた。(死刑囚の記録)

：〔?古川は・・・騒がしい男で、看守にこまられたが、・・・〕

(115)親たちは息子の死を悲しみはしたものの息子のアパート暮らしにたいしてはきわめて冷淡で、息子が日夜使っていたささやかな夜具一式の引取りを、まるでその責任はそちらにあると言わんばかりに拒んで、家主をまた困惑させた。(夜の香り)[131-4]

：〔?親たちは・・・～を拒んで、家主にまた困惑された。〕

(116)妹たちは公立でずっときたが、私は高校は私立であつたし、浪人して留年した。J大への入学金をファイにして芸大を受けるために浪人したのだ。ところがそんなにまでして入った芸大も途中で中退したいなどと言ひだし、親をハラハラさせたあげくに留年。(サーカス放浪記)[132-3]

：〔?・・・～と言ひだし、親にハラハラされたあげくに留年。〕

これらの使役文では「A」はヲ格で表わされており、この点でも先の(106)~(108)で「Aに」であつたことと異なる。佐藤(1986)に、自動詞派生の使役動詞がヲ格あるいは二格の補語をとることについて、「行く」などが「あいつにいかせる／あいつをいかせる」のふたとおりにいえるのに対し、「こまらせる、よろこばせる、

まよわせる」などはかならずヲ格の人代名詞を支配することに関して、「を格とに格のふたとおりを支配しうる自動詞派生の使役動詞と、を格しか支配できない自動詞派生の使役動詞との対立は、意志動作と無意志動作（うごき、現象）との、もとなる動詞の語理的な意味の対立に照応する。」と述べられている。(106)～(108)の「口出しする」「乱暴する」「同情する」は使役動詞が二格の補語をとり（ヲ格の補語は不自然である）、(113)～(116)の「驚く」「こまる」「困惑する」「ハラハラする」が二格の補語をとっていることも、佐藤のいう意志動詞・無意志動詞の違いが反映されたものであろう。なお(113)では、感情をいだく主体が「私」である。《D》〈イ〉で述べるように、感情を抱く人が一人称者「私」「われわれ」である場合、「?私に喜ばれる」「?私に恐れられる」などが不自然になることが多いのでそのことも関わっているだろう。

「あきる」は、「G」が人であるとき「あきさせる」と「あきらめる」が文中で近い意味を表わすことがあるようである。ただし、使役文で「あきる」主体がやはりヲ格で示される点で、(106)～(108)とは異なる。

(117)・・・美夜はおそらくどんな男をもあきさせず愛されつづける女であろう。
(女坂)

：〔美夜はおそらくどんな男にもあきらめず愛されつづける女であろう。〕

「喜ぶ」も、「喜ばせる」と「喜ばれる」が近い意味を表現することがある。「Aが Bを 喜ぶ」は「Aが Gに 喜ぶ」とも用いられ《C2》と似た点があるが、「Aが Bを 喜ぶ」の構文でのほうが多く用いられ他動詞的だと思われるので、《D》〈イ〉で述べることにする(注15)。

3. 4 《D》類

2. 2. 4で述べたように、直接対象「P」を主語とする使役文と受身文とが接近するのは、「P」が人である場合、「P」が感情の向かう対象である場合、「P」が判断などの対象である場合、のうちのある種の状況においてである。

3. 4. 1 《D》〈ア〉

— 直接対象が主語の使役・受身（「P」が人である場合）—

Aが Pを Vt

Pが Aに [Pを] Vt-せる ([Pを]については後述)

Pが Aに(カラ) Vt-れる

次の(118)(119)は使役動詞による文、(120)は受身動詞による文であるが、それぞれ、受身動詞、使役動詞による表現もそれほど不自然ではない。

(118)問題は私の降伏の意志をどうして「敵」に表示するかであった。私が思っていたのは、やはり白旗という古典的な方法であった。この時私の持物で白いものといえば、禪一つであった。それも垢と泥によごれ、茶褐色になっていた。この標識が通用するであろうか。敵はそれを遠方から「白旗」と認めるであろうか。ことに私に障害と映ったのは、道までの一町の泥濘であった。米兵に曖昧な標識を持った敵兵として、私を射たせることなく、この距離を渡ることができるであろうか。(野火) [41-94]

: [米兵に曖昧な標識を持った敵兵として、私が射たれることなく、]

(119)普通の人のように富を誇りとしたがる津田は、その点において、自分をなるべく高くお延から評価させるために、父の財産を実際よりはるかによけいな額に見積もったところを、彼女に向かって吹聴した。(明暗)

: [自分がなるべく高くお延から評価されるために]

(120)佃は伸子の問いにかえっておどろいたらしく、「ああこれはY・M・C・Aの服です」と手短かに答えた。「-おやすみなさるがいいですよ。疲れが出たのでしょう。きっと-心配されたから」彼に手伝わられて伸子は外套をぬいだ。(伸子) [30-105]

: [彼に手伝わせて伸子は外套をぬいだ。]

一般に「A(人)が P(人)を Vt」で表わされるような行為では、その主導権はふつう「A」にある。したがって、「Pが Aに Vt-れる」という受身文では「P」がやや一方的にその行為を受けることが表わされることが多く、そういった場合の受身表現は使役動詞によって表現することができない。ところが、ある場合には、「A(人)が P(人)を Vt」という行為の主導権を「P」が持っている(あるいは、そうみなしうる、そうみなそうとする)状況があつて、そういった場合、その「P」を主語とした使役表現と受身表現とが接近することがみられるのである。

上の例において、(118)で「米兵が私を射つ」という事態が生じるかどうかは、道を渡ろうとするという「私」の決断に大きく関わっている。つまり、「米兵が私を射つ」ことは私の制御の及ぶことと考えられる。(119)でも「お延」がくだす評価はこの場合「津田」の発言内容に左右される。少なくとも「津田」はそう考えているわけで、そのため高い評価を引きだすために意図的に「父の財産」を多めに伝えている。こういった事態を、「私」「津田」を主語とし、「米兵が私を射つ」「お延が津田を高く評価する」という事態のひきおこし手ととらえ使役動詞によって表現することが可能なのである。これに対し、次の(121)(122)のように受身文の主語が単に一方的に「受ける存在」と考えられる場合には使役動詞による表現はきわめて不自然である。

(121)私は絶えず眼を凝らして、この明瞭な風景のどこかに潜む敵を、彼より先に、

発見しようとしていた。ついに橋まで行き着いた。……。この時も私は不意に射たれるかも知れなかった。(野火)

：〔? この時も私は不意に射たせるかも知れなかった。〕

(122) (彼は) ステラの掘立小屋に二九歳の妻と二歳の男の子と暮らしている。暴力は振わないが、仕事ぶりを批判されると口を極めて妻をののしり、パイと酒を買いに出してしまう。(貧困の精神病理)

：〔? 暴力は振わないが、仕事ぶりを批判させると口を極めて妻をののしり〕

(137) (139)にこういった事情があることは確かなのだが、その一方で、それぞれの状況は、「私」が「米兵」の射つ行為を受け、「津田」が「お延」の評価を受ける、という事態でもある。したがって、その‘受ける’行為という面をとらえれば受身動詞によっても表現しうるのである。(119)で「お延から」とカラ格をとっているのは、人が人に対して行なう行為や態度を表わす動詞では、その受身文で行為や態度の主体が「～から」で表わされることも多いこと(注16)が思いあわされる。

一方、受身動詞の例である(120)は、「佃が伸子を手伝う」という事態だが、「伸子」が「佃」に命じてやらせるといった面は感じられず、またいわゆる‘放任の使役’というのでもない。むしろ‘ありがたく手伝ってもらっている’というように感じられ(実際「伸子」はこのとき「悪寒がしてたまらなくなつて」弱っている状況にある)、受身動詞はその‘受ける’行為という面を表わすのにふさわしい。しかし一方で、「伸子」の容態が「佃」に‘手伝わざるをえない’といった気持ちを引き起こしたとみることもできるとすれば、「伸子」を主語として、その「佃」への非意図的ではあるが一種の‘はたらきかけ性’を表わすものとして使役表現を用いることもできるだろう。ただし、小調査では受身動詞の方がはるかに多く選ばれている。後者のような解釈にはやはり無理があるのかもしれない。

ところで、(118)では、原文で使役動詞が使われているにもかかわらず、小調査では受身動詞がかなり多く選ばれている。「他人が自分を射つ」という行為を「自分」が積極的に引き起こすということがややなじまない事態であり、かといっていわゆる‘放任の使役’というのもこの場合考えにくい。「自分が射たれる」ことの迷惑性・やられ性が強く感じられて受身が選ばれたのではないだろうか。(ただし、「射たれる」ならば、「私が射たれる」ではなくて単に「射たれる」のほうがよいかもしれない)この点、先の(119)のように「～から評価させる」とカラ格をとっている例においては、「津田は、……。自分がなるべく高くお延から評価されるために……」のように「自分が」が共起しても不自然でないのと異なっている。

ここまでみてきたことからもうかがえるように、この類の使役文・受身文における主語「P」は、「AがPをVt」という事態に明らかにまきこまれて影響を受けている存在なので、その意味では経験者「E」に近い。使役文・受身文の主語が経験

者であるという点でこの《D》〈ア〉類の使役・受身は、〈直接対象が主語の使役・受身〉ではあるが、《A》類の〈第三者が主語の使役・受身〉、《B》類の〈持ち主が主語の使役・受身〉に近い性格をもつと考えられる。

この節の最初に示した文構造において、使役のほうに〔Pを〕が含まれているが、これは主語「P」そのものであるから、「Pが Aに P自身を Vt-せる」ということである。(118)(119)は、その「P自身を」がそれぞれ、「私を」「自分を」で明示されている例だったわけである。これらの使役・受身には次のような関係を見ることができる。

(118)-a [米兵が 私を 射つ]

-b (私が) 米兵に 私を 射たせる

-c (私が) 米兵に 射たれる

(119)-a [お延が 津田を 高く評価する]

-b 津田が お延から 自分を 高く評価させる

-c 津田が お延から 高く評価される

(120)-a [彼が 伸子を 手伝う]

-b (伸子が) 彼に (自分を) 手伝わせる

-c (伸子が) 彼に 手伝われる

次の受身動詞の例は、「自分を」などを加えれば使役表現も可能だろう。

(123) それからそれへと丑松は考えた。一つとして不安に思われぬものはなかった。深く注意したつもりの自分の行為が、かえってひとに疑われるようなことになろうとは — まあ、考えれば考えるほど用意がなさ過ぎた。(破戒)
: [自分の行為が、かえってひとに〔自分を〕疑わせるようなことに]

(124) 柏木の約束は嘘ではなかった。彼は本当に二人の若い女に護られて、改札口に姿をあらわした。(金閣寺)

: [彼は本当に二人の若い女に〔自分を〕護らせて・・・姿をあらわした。]

(125) 「ボヘミアン」達にあつては、その「男らしさ」はリステサに重心が移っている。リステサとは「ずる賢さ」であり、ルール違反としてとがめられないギリギリの所で上手く立ち回ることである。そこには「勝つか敗けるか」といったニュアンスがあり、危険にいとむといった要素が「男らしい」ことに繋がるのである。(貧困の精神病理)

: [ルール違反として〔自分を〕とがめさせないギリギリの所で]

一方、次の使役動詞の例は、「自分を」を明示せず、また「～に対して」を「～から」にすれば、受身動詞によっても表現できる。

(126) これはもっとあとのことですが、彼はあのフライデーに対しても自分をマスターとよばせていますが、この場合のマスターは、当時の中小の工業生産者

たちがマスターとよばれていたことを想起させてたいへんおもしろいですね。

(社会科学における人間)

: 「彼はあのフライデーからもマスターとよばれていますが、」

ただし使役動詞「よばせる」のほうが、「彼」が「フライデー」に対して「自分をマスターとよぶ」よう「はたらきかけた」ということが強く感じられるだろう。同じ引用部分の後半の「中小の工場生産者たちがマスターとよばれていた」との違いがそこにある(注17)。

この類の使役・受身のこのような関係は、「花子が医者にみてもらう」という表現の性質を思わせる。この文は「医者が花子(の病状)をみる」のように表現される事態を、「花子」を主語にして「～てもらう」という形を述語としたものだが、この「医者が花子をみる」については、「花子」を主語とした文としては次のように使役文も受身文も一応可能ではある。

(127)-a [医者が 花子を みる]

-b 花子が 医者に (自らを) みさせる

-c 花子が 医者に みられる

しかし実際には b, c のような文はあまり用いられず、「～てもらう」を使った「花子が医者にみてもらう」のほうが普通であろう。この種の「～てもらう」文が表わしているのは、直接対象を主語にした使役文と受身文が表わしうるものとをあわせ含んだような内容のように思われるのである(注18)。

以上、「人の人に対する行為」を表わす動詞のうち、その使役動詞による文と受身動詞による文がいずれも可能で、それが接近するような事象をみてきたわけだが、実は、「人の人に対する行為」を表わす動詞であってもその多くには使役と受身の接近は起こりにくい。たとえば、「人の人に対する態度的なはたらきかけ」を表わすもの、「ほめる、けなす、叱る、愛する、尊ぶ、甘やかす、さげすむ、みくびる」などもそうである。これらを用いた「Aが Pを Vt」であらわされる事態は、次の例のように「P」にとって「受ける行為」であることがはっきり感じられるもの、あるいはそれを感じさせようとして叙述されたものが多く、そういった文脈のものは、「P」を主語にした表現としては受身動詞で表わすのにふさわしく使役動詞はなじまない(注19)。(129)では、人は「守護神」の行為を支配できないわけで、被行為性が強く使役では表現しにくい。また(131)の「愛される」は、「愛する」と対比されて「受ける行為」として表現されている。

(128)実際、職工たちは町のお客様なのに、決して彼らは、土地の者たちから、ちやほやされるというような扱いは受けていないようであった。(素足の娘)

: 「? 土地の者たちにちやほやさせるというような扱い」

(129)人が死ぬと、人それぞれの守護神が、その人のある場所へ連れていく。そこ

に集まった死者たちは、裁きを受けると、それぞれの守護神に導かれて、冥府への旅をつづけなければならない。(死の思索)

: [? 死者たちは、裁きを受けると、それぞれの守護神に導かせて、]

(130) 自然死のなかでは、衰弱と麻痺から来る死が、最もおだやかで楽なように思われる。急激な死のなかでは、押しつぶされて死ぬよりも、断崖から落ちる方がこわい。鉄砲で撃たれるよりも、剣で突き刺される方がいやだ。剣で自決するよりも、私なら、毒を飲む方を選ぶ。(死の思索)

: [? 鉄砲で撃たせるよりも、剣で突き刺させる方がいやだ。]

(131) ・ ・ ・ その狂女は、おそらく気のやさしいひとだったのであろう。村にとっては老人同様、異端者の一人ではあったが、やはり人に愛され、人を愛する生れつきだったにちがいない。(海肌のにおい)

: [? 人に愛させ、人を愛する生れつき]

(132) 私の側には何も疾しいことはなかったのに、むしろ私は、私が見られたのを惧れていた。(金閣寺)

: [? 私は、私を見させたのを惧れていた。]

3. 4. 2 《D》〈イ〉

— 直接対象が主語の使役・受身(「P」が感情の向かう対象である場合) —

Aが Pを Vt

Pが Aを Vt-せる

Pが Aに(か) Vt-れる

人の感情・喜怒哀楽などを表わすいわゆる「感情動詞」の中に、「Aが Pを Vt」の構文で用いられるものがある。「悲しむ、楽しむ、喜ぶ、恐れる、羨む、妬む」など、また「羨ましがる、怖がる、いやがる」のように形容詞に「～がる」がついて派生的につくられたものも含めてよかろう。これらのうちのいくつかでは、感情的なはたらかけの対象「P」を主語とする使役文と受身文との間に、使役と受身の接近がみられることがある。ただし、まず動詞そのものがかなり限られているようである。十分な数の用例からの観察ではないが、手元の用例の範囲では、使役と受身の接近がおこるのは「喜ぶ」「うらやましがる」「恐れる」などに多い。以下の考察もこれらの用例を中心にすすめることになる。

使役動詞による表現で、受身との接近が感じられるものには次のようなものがある。まず「喜ばせる」の例。

(133) こうした集団的な感動と、それに支えられたブームをおこしたのは、たぶん、六十年代のいわゆる「三種の神器」が最後であろう。ワープロもビデオもフ

アクスも、いずれも便利な道具として人を喜ばせたが、けっして憧憬や羨望や興奮を味わわせることはなかったのである。(日本文化と個人主義)

: [いずれも便利な道具として人に喜ばれたが、]

(134)家を立派にして、家族のひとたちをよろこばせて、自分の胸の中がすっとしたって、貴方のその幸福をつくる為には、幾人かを犠牲にしてる事になるわ。それを知らん顔するなんてひどい。(浮雲)

[家を立派にして、家族のひとたちによろこばれて、]

(135)人々は思わぬ見ものを目の前にして、後から遅れて来た人々に対しては得意の気持を隠すことすら出来なかった。— こんな具合にと、身振りを伴い、熱演のあまり溝に落ちそこなう者も出て、それがまた人々を喜ばせた。(花のある遠景)

: [それがまた人々に喜ばれた。]

受身での表現が可能な「喜ばせる」の例から気づかれるのは、「喜ぶ」主体「A」がいずれもヲ格の形で明示されていることである。

次に「羨ましがらせる」の例。

(136)後に道長の腹心となって道長政権下の「四納言」の一人に数えられる公任は、若い頃から万能の評が高く、同じ年頃の息子を持つ親をうらやましがらせた。(大鏡の人々)

: [同じ年頃の息子を持つ親にうらやましがられた。]

(137)隣の福地さんなんぞは、己の内より大きな構えをしていて、数寄屋橋の芸者を連れて、池の端をぶら附いて、書生さんを羨ましがらせて好い気になっているが、内証は火の車だ。(雁)

: [書生さんに羨ましがられて好い気になっているが、]

(138)このかえるというのはよどみの水底から水面に、水面から水底に、勢いよく往来して山椒魚を羨ましがらせたところのかえるである。(山椒魚)

: [山椒魚に羨ましがられたところのかえるである。]

(139)彼女の立ちすぐれた眉目形は、花柳の人達さえ羨しがらせた。(或る女)

: [花柳の人達たちにさえ羨ましがられた。]

これらでも、うらやましさを感じる主体「A」がどれもヲ格で示されている。(139)では「花柳の人達たちさえ」となっているが格助詞を補うとすれば「を」であろう。

では次に、受身動詞による表現で使役動詞によっても表現できそうなものをみていく。まず、「喜ばれる」「羨ましがられる」の例。

(140)釜のまわりは石をちりばめた磨きだしで塗り、床はタイルを貼ったが、新築の風呂は皆によろこばれ、毎晩、もらい風呂にみえるひとが絶えなかった。

(女のこよみ)

: [新築の風呂は皆を喜ばせ、]

(141)ニンニクやニラのにおいに弱い父母のために、白菜、玉ねぎ、ミンチ肉だけの気のぬけたようなあんをつくり、フライパンで焼いたが、毎日ひどい食事になっていたので家族にはとても喜ばれた。(不良少女とよばれて)

: [(焼いたものが)家族をととても喜ばせた。]

(142)「おおかた詩でも作って遊んでるんだらう。気楽でいいね。ゆうべも岡本とある所で落ち合って、君のおとうさんのうわさをしたがね。岡本もうらやましがってたよ。あの男も近ごろ少しひまになったようなもののやっぱり、君のおとうさんのようにやいかないからね」津田は自分の父が決してこれらの人からうらやましがられているとは思わなかった。(明暗)

: [津田は自分の父が決してこれらの人をうらやましがらせているとは思わなかった。]

(143)それでいて私は少しの不足も感じませんでした。のみならず数ある同級生のうちで、経済の点にかけては、決して人を羨ましがる憐れな境遇にいた訳ではないのです。今から回顧すると、寧ろ人に羨ましがられる方だったのでしょう。(こころ)

: [寧ろ人を羨ましがらせる方だったのでしょう。]

次に「恐れさせる」の例もある。

(144)十八世紀半ば、カトリックがマンガレヴァ島に上陸、トゥアモツ群島へ布教に入るまでは、東トゥアモツの人々は流浪の状態に近く、島嶼部での侵略と征服がくりかえされた。特に隣りのタタコトがあちこちに征服の手を伸ばし、近隣の島々から恐れられた。(南太平洋の環礁にて)

: [隣りのタタコトが・・・近隣の島々を恐れさせた。]

(145)南米ではブラジルが強国として周辺諸国に恐れられる反面、国家間の紛争には調停役として期待される。(貧困の精神病理)

: [ブラジルが強国として周辺諸国を恐れさせる反面、]

(146)彼は・・・札幌の新聞社に転じようと運動しているうちに、後に蛮寅と呼ばれて代議士仲間に恐れられる当時の事務長小林寅吉に殴打され、俄然退職を決意したのだった。(北帰行)

: [蛮寅と呼ばれて代議士仲間を恐れさせる当時の事務長小林寅吉・・・]

以上、使役と受身が接近すると思われる感情動詞の例をみてきた。たとえば(133)

(140)を例にとれば、次のような関係であろう。

(133)-a [人が ワープロなどを 喜ぶ]

-b ワープロなどが 人を 喜ばせる

-c ワープロなどが 人に 喜ばれる

(140)-a [皆が 新築の風呂を 喜ぶ]

-b 新築の風呂が 皆を 喜ばせる

-c 新築の風呂が 皆に 喜ばれる

「A が P を Vt (感情動詞)」で表わされる「A」から「P」への感情的なはたらきかけという事態においては、また一面では、「P」のほうから「A」に対してその感情を引き起こすようなはたらきかけをしているとも考えられ、それを表現するのに「P」をガ格で「A」をヲ格で示して「Pが Aを Vt-せる」という使役文を用いることができる。しかし見方を変えれば、「P」は「A」からの感情的なはたらきかけを受ける‘受け手’でもあり、それを表現するには「P」をガ格で「A」をニ格で示して「Pが Aに Vt-れる」という受身文を用いることができる。感情動詞の表わすはたらきかけのこういった特徴のため、上でみてきたような使役と受身の接近する事態がおこるのだらうと思われる。ただ、感情動詞で表わされる事態全体にいま述べたような二面性があるとすれば、多くの感情動詞による使役文・受身文に使役と受身の接近がみられてもよさそうなのだが、実際には上にみたようにならかなり動詞が限られている。それがどういったことによるのかは、今のところ明かでなく今後の検討を続けなければならない。

先に例を示したときに個々に触れておいたように、また今の説明中にもうかがえるように、この《D》〈イ〉類では、使役表現において、「A」が文中でヲ格で表示される。このことは注意しなければならない。なぜなら、一般にもとの動詞が他動詞ならばそれに対する使役文では、いわゆる‘使役性’の強弱に関わらず、他動詞の表わす動作の主体はニ格で表わされることが多いからである。

(147)「あ、これは、今しがた搾らせたばかりの牛乳です。どうぞ。これからも毎朝、下男に届けさせましょうか?」(メキシコからの手紙)

(148)行友は自分の猪口を美夜に持たせると、なみなみ注いでやった。(女坂)

(149)私は缶詰のジュースをトウチタばあさんに飲ませようと近づいて仰天した。(南太平洋の環礁にて)

(150)それならばわたしに何かを食べさせるのが筋道というものだ。(花のある遠景)

(151)明治天皇御製と明記されたその軸は、勢いこんで「共産村」へとびこんで来たその客に、意外の念を起こさせたにちがいがなかった。(海肌の匂い)

もとの動詞が他動詞で、それにもかかわらずその使役文で「A」がヲ格で示されることは、使役動詞「喜ばせる」「羨ましがらせる」などの、他動詞としての独立性を感じさせる。

では次に、使役と受身の接近がみられない例をいくつかみってみる。はじめに、使

役表現のうち受身との接近のみとめられないものを順にみていく。まず、次のように「Pが Aを V_t-せる」の「A」が人でないものは受身動詞による表現が不自然となる。

(152)刃物と薬とを、私は万一あるべき死の支度に買ったのであるが、新しい家庭を持つ男が何か生活の設計を立てて、買う品物はさもあろうかと思われるほど、それは私の心を嬉しませた。(金閣寺)

：〔?それは私の心に嬉しまれた。〕

「A」についていえばまた、「A」が特定の人である場合に「喜ばれる」「怖れられる」「楽しまれる」は不自然になることが多いようだ。

(153)自分たちのかたわらに、何喰わぬ顔をして、一人の未来の犯人が火鉢に手をさしのべていることに、少しも気づかぬ彼らが私を喜ばせた。(金閣寺)

：〔?少しも気づかぬ彼らが私に喜ばれた。〕

(154)私は木の根に腰を下ろし、水筒から水を飲んだ。ついに「平地」に降りたという観念、この漠然たる安堵には、私の場合、一種の恐怖が混っていた。もし獣が人里に入った時恐怖を感じるとすれば、それは私のこの時の感情に近かったであろう。道は人二人通るくらいの幅で真直ぐに林を貫いていた。・

・私を怖れさせたのは、この道の持つ人間的な感じであった。(野火)

：〔? 私に怖れられたのは、この道の持つ人間的な感じであった。〕

(155)「ええか。もうおまえの寺はないのやぜ。先はもう、ここの金閣寺の住職様になるほかないのやぜ。和尚さんに可愛がってもろうて、後継ぎにならなあかん。・・・」私は動顛して母の顔を見返した。しかし怖ろしくて正視できなかった。・・・卑しい野心の点火には、何か肉体的な強制力のようなものがあって、それが私を怖れさせたのだと思われる。(金閣寺)

：〔?卑しい野心の点火には、何か肉体的な強制力のようなものがあって、それが私に怖れられた〕

(156)私が上原さんと逢って、そうして上原さんをいいお方だと言ったのが、弟を何だかひどく喜ばせたようで、・・・(斜陽)

：〔?私が～と言ったのが、弟にひどく喜ばれたようで、〕

(157)この方は新婚旅行のようにたくさんの収入にはならなかったが、啓作に頼らないで暮らしの立つ明るい生計の道が出来たことは千賀子を喜ばせた。(妖)

〔?明るい生計の道が出来たことは千賀子に喜ばれた。〕

(158)末妹の場合は、私と弟のときは一滴も出なかったという母乳があふれるほど出て、「・・・こんなに出て、ほんまに助かるワ」と母を喜ばせた。(不良少女とよばれて)

：〔?(母乳がたくさん出て、) 母に喜ばれた。〕

(159)環夫人は追いつめられた密偵のように見えた。夫人の計算がかづにはありありとわかり、それが又かづを嬉しませた。(宴のあと)

：〔?夫人の計算がかづにはありありとわかり、それが又かづに嬉しまれた〕
たしかに、先に使役と受身が接近する例としてあげた(133)~(139)ではいずれも「A」が不特定の人であった(注20)。しかし、次の使役動詞のように受身動詞でも表現できそうなものもある。ただしニュアンスはやや異なってしまうかもしれない。たとえば、(160)では、使役動詞「悲しませ」の場合は、先行する部分「自分の家からお金や品物を持ち出して」が「悲しませ」に直接かかっていき、その行為が「ママやあなたが悲しむ」ことの直接的な原因のように感じられるのに対し、受身動詞「悲しまれ」にするとその関係がやや薄らぐように感じられる。なお、これらでも「A」はヲ格の形で明示されている。

(160)そうしてただもう、自分の家からお金や品物を持ち出して、ママやあなたを悲しませ、僕自身も、少しも楽しくなく、出版業など計画したのも、ただ、てれかくしのお体裁で、実はちっとも本気で無かったです。(斜陽)

：〔自分の家からお金や品物を持ち出して、ママやあなたに悲しまれ、〕

(161)マミーは片足をあげたままの格好で振り返った。私はマミーを怖がらせないように低くしゃがみ・・・(サーカス放浪記)

：〔私はマミーに怖がられないように低くしゃがみ〕

(162)啓作は、千賀子をはじめて断髪した時、二た月も気づかずにいて若い千賀子をはかながらせた男である。(妖)

：〔啓作は、・・・若い千賀子にはかながられた男である。〕

したがって、(153)~(159)で受身表現が不自然なことには、「A」の特定/不特定ということだけではなく、別の要因がかかっているのかもしれない。これらのうち(154)~(159)では、「Pが Aを Vてせる」の「P」にあたるのがそれぞれ「この道のもつ人間的な感じ」「私が〜と言ったこと」「啓作に頼らないで暮らしの立つ明るい生計の道が出来たこと」「母乳があふれるほど出たこと」「何か強制力のようなものがあること」「夫人の計算がかづにありありとわかったこと」でありいずれも具体的なものや人ではなく事柄である。(153)も結局「彼らが少しも気づかぬこと」であろう。先に受身との接近が感じられるとした使役表現(133)~(139)には「P」が事柄的なものもあったが、使役との接近が感じられるとした受身表現(140)~(146)をはじめ実際の受身表現の例では、「P」が人や物である例が多い。「P」のこの違いも(153)~(159)の受身表現が不自然なことに与っているのではないと思われるが、個々の動詞の語彙的な意味が関係している可能性もあり、いまのところよくわからない(注21)。

次に、受身表現のうち、使役との接近の感じられないものを二三みる。

(163)ふだんのおやつにも、麦こがしともはったい粉ともいう麦粉へ砂糖を入れたものは喜ばれ、・・・(女のごよみ)

: [? 麦こがしは喜ばせ、]

(164)実はぼくは本好きの人の家ならいたるところに本棚があっても良いというぐらゐの気持ちで階段に本棚をつくったのだが、それが予想外に喜ばれたのは、・・・(住まい方の演出)

: [? それ予想外に喜ばせたのは、]

(165)また、この頃から、家庭で恐れられるようになった大きな苦しみは、老化に伴う障害と痴呆の問題であった。(日本文化と個人主義)

: [? 家庭で恐れさせるようになった大きな苦しみ]

(166)彼は家屋敷を見棄て、家族をひき連れて非難と放浪の旅に出なければならなかった。放浪の一家は、身を落ちつけようとする先々でこわがられ、指が痛いとか誰か一人が言い出しただけで、一家が追い立てられた。(死の思索)

: [? 一家は・・・身を落ちつけようとする先々でこわがらせ、]

これらの受身文には「喜ぶ」などの主体「A」が明示されておらず、そのままでは使役表現にすることができない。しかし「皆を」「人々を」のように「Aを」を補えば使役表現も可能だろう。

(163)' [麦こがしは [皆を] 喜ばせ、]

(164)' [それが予想外に [人々を] 喜ばせたのは、]

(165)' [家庭で [人々を] 恐れさせるようになった大きな苦しみ]

(166)' [一家は・・・身を落ちつけようとする先々で [人々を] こわがらせ、]

最後に次の例は「羨む」の受身動詞「羨まれる」が用いられている。これを使役表現にしようとするとき使役動詞「羨ませる」は不自然に感じられ、かわりに「羨ましがらせる」を用いるほうが自然に思われる(注22)。

(167)彼女は自分に与えられている境遇は、きれいな部屋でも、着物でも、おいしい十分な食べ物でも、お小遣でも、人に羨やまれる一切のものが、ほんとうは自分の受くべきものではないような気が漠然としていた。(迷路)

: [食べ物でも、お小遣でも、人を羨ましがらせる一切のものが、]

3. 4. 3 《D》〈ウ〉

— 直接対象が主語の使役・受身(「P」が判断などの対象である場合) —

Aが Pを ～ と(～ヨク) Vt

Pが Aに ～ と(～ヨク) Vt-せる

Pが Aに(カラ) ～ と(～ヨク) Vt-れる

《D》類のひとつとしうるものに、「P」が判断の対象と考えられるようなものがある。動詞が「思う／感じる」などに限られているのだが、「Pがナニナニだ」という判断がなされるもので、判断の内容にあたるものを表現する「～と」などを伴い、「思う／感じる」が‘～と判断する’‘～と理解する’の意に近くなっている。

使役と受身の接近が感じられるのは受身動詞の方の例がほとんどある。次の例でも使役動詞の例は(168)のみである。

(168)己は女房にどうかして夫が冷淡だと思わせまい、疎まれるように感じさせまいとしているのに、却って己が内にいる時の方が不機嫌だとすると、丁度薬を飲ませて病気を悪くするようなものである。(雁)

：〔己は女房にどうかしてく夫が冷淡だ)と思われまい、・・・としているのに、〕

(169)誰が他所者に、自分が知恵の足りない、世界に開かれていない未開人である、と思われたいだろうか。(貧困の精神病理)

：〔誰が他所者に、く・・・未開人である)と 思わせたいだろうか。〕

(170) (彼らは)防衛としての過剰男性性を犯罪の形で表現する一方で、自らの未熟さ・子どもっぽさを他人に罰してもらう機会を作っているのである。・・・。小犯罪が見逃されたり、彼らにとって十分なほどの罰が加えられないと、彼らは行為をエスカレートさせ、遂には凶悪犯罪を犯すに到ることがある。犯罪に到らないまでも人々の「良き習慣」の裏をかくようなことをし、人々の輦轡を買うのを常とする者もまた多い。「嫌な奴」と人々に思われることがかれらの性格矛盾とそれに伴う不安を和らげるのである。(貧困の精神病理)

：〔く「嫌な奴」)と人々に思わせることが〕(この場合〔人々にく「嫌な奴」)と思わせることが〕という語順のほうが自然かもしれない。引用部分の初めの文に「罰してもらおう」とあるが、この「「嫌な奴」と人々に思われる」も「思ってもらおう」としてもよいような、その状態は「彼ら」にとってありがたい・楽な状況であり、積極的にそういう事態を引き起こしているとも考えられる。「思わせる」が自然な表現なのはそのことと関係があるだろう。))

(171)そう言って由起は微笑んだが、どこか媚びるようなその笑みの蔭には、私の言葉の重みをそっと量るような醒めた眼が感じられた。それはまた、いつも何かに怯えている少女の慄えを、女の表情で押し隠そうとする構えのようにも感じられた。少女であることと女でいることとのズレが、私の眼にはなぜか痛々しいものに映った。(北帰行)

：〔それはまた、〈・・・押し隠そうとする構えの〉ように感じさせた。〕
（最初の部分の「感じられた」は《E》〈イ〉の類）

(172)・・・絶えず私の視線を抑えて微笑もうとしている彼の顔は、単に圧制者に
気にいられようとする、人民の素朴な衝動のほか、何ものも現わしていない
ように思われた。（野火）

：〔彼の顔は、〈・・・何ものも表わしていない〉ように思わせた。〕

(173)父は聞きつけて、「何だ、それは？」と、言う。私は赤くなって、てらうよ
うに思われたのではないかと、いそいで首を振ってごまかすのであった。（
素足の娘）

：〔私は赤くなって、〈てらう〉ように思わせたのではないかと、〕

次の例は使役動詞「思わせた」の例であるが、これは文の主語にあたるものが何
であるかややあいまいで、少なくともふた通りの可能性が考えられる。後者のほう
だとすると《E》〈ア〉の類である。（上の(172)も〔私が その表情によって 彼
の顔を 〈～〉ように 思った〕とも考えられそうである。）

(174)急に文平は快活らしくなった。・・・天性愛嬌のある上に、清しい艶のあ
るひとみを輝かしながら、興に乗ってよもやまの話を初めた時は、たしかに
おもしろい人だと思わせた。（破戒）

：〔たしかにおもしろい人だと思われた。〕

(174)-a [女が 彼を 〈おもしろい人だ〉と 思う]

-b 彼が 女に 〈おもしろい人だ〉と 思わせる

-c 彼が 女に 〈おもしろい人だ〉と 思われる

(174)-a' [女が 彼の話しぶりによって 彼を 〈おもしろい人だ〉と 思う]

-b' その話しぶりが 女に 彼を 〈おもしろい人だ〉と 思わせる

-c' その話しぶり で 女に 彼が 〈おもしろい人だ〉と 思われる

ところで、ここで《D》〈ウ〉類としているものは、もとの文が「Aが Pを
〈～〉と Vt」という構造で、「P」は判断の対象であってこの文の第一次的な
補語であり、そしてそれが使役文・受身文どちらもの主語となると考えられるもの
である。「P」が文の第一次的な要素であることから《D》類のひとつとしたのだ
が、一方、「P」は判断部分「～」に含まれている二次的な要素であって「Aが
〈Pが～だ〉と Vt」という構造であるとも考えられ、そのいずれであるかは
実際の文において決めかねることがしばしばある。たとえば次の文は、その点でふ
たとおりのとらえ方ができる。

(175)その明るさは私の暗さとあまりに隔々まで照応し、あまりに詳細な対比を示
していたので、時折鶴川は私の心を如実に経験したことがあるのではないかと
疑われた。（金閣寺）

：〔鶴川は私の心を如実に経験したことがあるのではないかと疑わせた。〕

(175)-a [私が 鶴川を 〈私の心を・・・のではないか〉と 疑う]

-b 鶴川は 私に 〈私の心を・・・のではないか〉と 疑わせる

-c 鶴川は 私に 〈私の心を・・・のではないか〉と 疑われる

(175)-a' [私が 〈鶴川が私の心を・・・のではないか〉と 疑う]

-b' 〈鶴川は私の心を・・・のではないか〉と 疑わせる

-c' 〈鶴川は私の心を・・・のではないか〉と 疑われる

つまりこの例では、判断内容をあらわす「～」が、「鶴川」を含まない〈私の心を・・・のではないか〉なのか、「鶴川」を含んだ〈鶴川が私の心を・・・のではないか〉なのかどちらとも考えられ、前者ならばこの《D》〈ウ〉類であるが、後者ならば《E》〈ウ〉類ということになる。認識のきっかけや原因となるコトガラ「M」(175)では、「その明るさは私の暗さとあまりに隅々まで照応し、あまりに詳細な対比を示していた」ということ)を文の要素として第一次的なものとみなすか第二次的なものとみなすかで、両者を異なるものであると、ここでは一応したのだが、《D》類のひとつとして独立に扱う必要があるかどうか、考え直すべきかもしれない。

3. 5 《E》類

— 使役と受身とで主語が異なるもの —

使役と受身が接近する場合としてここまでみてきた《A》～《D》の類は、同一の名詞(句)を主語とする使役文と受身文による表現が接近するものであった。ところが次にみようとする《E》類は、使役文と受身文の主語が同じでなく、したがってそれがもとの文でどのような要素であったかも異なっているにもかかわらず、なおその使役表現と受身表現とが接近するような類である。たとえば次の例には使役動詞「感じさせる」と受身動詞「感じられる」が用いられているが、どちらも使役と受身の接近が感じられる。

(176)彼はしばしば私には理解できない政治用語を口にした。今の私は、それがどんな言葉だったのかもよく覚えていない。けれどもそれらの用語は彼独特の意味を附与されているらしく、どこかの組織や仲間の間で流通する言葉のような、公式的で硬質な膚触りは感じられなかった。つまり体験やその場の雰囲気のままなましさを感じさせる言葉であり、様々の文脈の中で微妙にその意味を変容させながら浮き沈みするような、個性をもった言葉だった。(北帰行)

ふたつの「感じる」には次のような構文関係を考えることができると思われる。

(「感じられなかった」を述語とするほうの文は「それらの用語は」で始まっているが、その後半については「それらの用語には～が感じられなかった」という構文がみとめられよう。)

(176-ア)-a [私が それらの用語に 硬質な膚触りを 感じる]

-b それらの用語が (私に) 硬質な膚触りを 感じさせる

-c それらの用語に 硬質な膚触りが 感じられる

(176-イ)-a [私が それらの言葉に なまなましさを 感じる]

-b それらの言葉が (私に) なまなましさを 感じさせる

-c それらの言葉に なまなましさが 感じられる

これは略号によって示せば、

(177)-a [Aが Mに(カ) Pを 感じる]

-b Mが (Aに) Pを 感じさせる

-c Mに Pが 感じられる

という関係と考えられる。使役文のほうの主語は「私が感じる」ことを引き起こしたきっかけあるいは原因的なもの(「M」)で、もとの文では二格、カラ格などで示される要素であるのに対し、受身文のほうの主語は「私が感じる」というのはたらしかけの対象(「P」)で、もとの文ではヲ格の補語をなすものである。使役文と受身文の主語がこのように異なっていることが、《A》～《D》と異なる《E》の特徴である。

《A》～《D》と《E》とにこのような違いがあることから、同一の名詞を主語とする使役・受身が接近しうる《A》～《D》と異なり《E》では、使役動詞で表現するか受身動詞で表現するかは主語の選択とかかわる問題となる。つまり、認識のきっかけ・原因となるようなコトガラを主語とする場合には使役表現で、認識の対象となるものを主語にする場合には受身表現で叙述することになるのである。したがって、使役表現を用いるか受身表現を用いるかの選択は、何を主語にたてて述べるかという叙述の姿勢・文の流れときりはなして考えることができない。もとより文脈的な影響が使役・受身の選択にかかわる要素のひとつであることは《A》～《D》においても認められることはすでにみてきたが、《E》においては主語の選択という問題がかかわってそれがかなり大きな要因となることになる。

《E》類も以下で三つの場合に分けて考えようと思う。いずれの類もそこに属する動詞がかなり限られている。「思う、思い起こす、思い出す、感じる、窺う、偲ぶ、想像する、予想する、連想する、推測する、予見する、推定する、連想する」などの動詞(いまかりに思考・認識を表わす動詞とよぶことにする)で、かつ構文的には、「～をVt」というヲ格名詞を補語とする構文だけでなく「～と／～のようにVt」のように一種の引用句とともに用いることもありうる動詞がほとんどである。

3. 5. 1. 《E》〈ア〉

— 「M」が思考・認識のきっかけや原因などとなるコトガラであるもの —

Aが Mによって Pを (〜と(〜ヨク)) Vt

(カラ/デ/ニ/ノセテ)

Mが (Aに) Pを (〜と(〜ヨク)) Vt-せる

Mによって Pが (〜と(〜ヨク)) Vt-れる

(カラ/デ/ニ/ノセテ)

この類と考えられるものは、使役動詞の例が多く受身動詞の例が比較的少ないこと、ことに、連体用法では受身動詞の例がきわめて少ないことが特徴である。

はじめに使役動詞の例を動詞ごとにみてゆく。まず、「思わせる」のうち「思われる」でも表わしうる例。(二重下線、二重波線については後述)

(178)そして、船長の顔は黒色が深く沈み、やや紫色を帯びていて、唇の紫は日陰のバナナの花を思わせた。(花のある遠景)

: [唇の紫から日陰のバナナの花が思われた。]

(179)この複雑な三層の屋形船が臨んでいる池は、海の象徴を思わせた。(金閣寺)

: [〜池には、海の象徴が思われた。]

(180)その薄暗い運動場のような工場で、二十数人の若者が右往左往している光景は、どこかおおっぴらにできない仕事を密かに請け負っている者たちを想わせて、熱気と隠微な興奮に織りなされながら暗く鈍い光を放っているのだった。(北帰行)

: [その光景には、〜仕事を密かに請け負っている者たちが想われて、]

(181)丘の上の、赤煉瓦の建物は、明るくあかぬけしていて刑務所というより貴族の城館を思わせたが、・・・(死刑囚の記録)

: [赤煉瓦の建物は、・・・貴族の城館が思われたが、]

(182)「ここ誰のお部屋？」ついて来た悦子が白川にそっくりの白い細面の顔を傾けてきくのには倫は、「お父さまが書物を御覧なさるのにお建てになったのだよ。悦はあっちへおいで」と押しのけるようにきつく言った。自分を際限なく犯して来るものに娘まで犯されてはならない。必死な気構えが悦子にはただ母をこわい人だと思わせる。(女坂)

: [必死な気構えで(セテ)悦子には母がこわい人だと思われる。]

これらのうち(178)～(181)の「思わせる」における「思う」は、「～を思う」という構文で用いられるもので「思い出す」「思い起こす」「想像する」といった意味に近く、(182)の「思う」は「～を～と思う」という構文で用いられるもので「判断する」「感じる」に近いような意味である。次の例は「思い出す」「思い起こす」

などの使役動詞の例である。(このうち(184)は、使役文で「Aに」が明示されているが、受身にするなら「私は」はないほうが自然かもしれない。上の(182)も「悦子に」と「A」が明示されており、これは受身表現でもそのまま明示できる。)

(183)灰色の雨空と、淡い牡丹色の毛糸と、その二つを組み合わせると両方が同時にいきいきして来るから不思議である。手に持っている毛糸が急にほっかり暖かく、つめたい雨空もピロウドみたいに柔かく感ぜられる。そうして、モネーの霧の中の寺院の絵を思い出させる。(斜陽)

: [そうして、モネーの霧の中の寺院の絵が思い出される。]

(184)筵に当る足の裏の感触は、私に子供の頃、莫産の上で遊んだ時のことを思い出させた。(素足の娘)

: [筵に当る足の裏の感触で(私には)莫産の上で遊んだ時のことが思い出された。]

(185)その強迫的なまでの上昇志向は、一昔前の日本のそれを想起こさせるほど強烈なものであるが、・・・(貧困の精神病理)

: [その上昇志向は、一昔前の日本のそれが想起こされるほど強烈なものであるが、]

(186)・・・太めの荒縄を、船べりで白く泡立つ波の中からずると引き上げた。すると、その荒縄からじかに手指に伝わってくる海の水のジワジワとした触感が、自分がいま海に居ること、そして小さな島へと向かっていることを、今更ながらに思い起こさせた。(花のある遠景)

: [ジワジワとした触感によって～ ことが今更ながら思い起こされた。]

次は「感じさせる」の例。

(187)・・・等身大の人形が、そのときの席次のまま会議をしている。ぼうっとした暗い電灯の下で見ると、それは、私の「日清談判」の唄声の思い出をそのままに感じさせるので、しばらくの間、馬鹿のようになって見ていた。(残っている話)

: [それによって(加)、私の「日清談判」の唄声の思い出がそのままに感じられるので、]

(188)実際、彼女の肌が年齢を感じさせないことは愕くに足りた。(宴のあと)

: [彼女の肌に年齢が感じられないことは愕くに足りた。]

(189)しまいには往生寺の山の上に登って、荻萱の墓のほとりに立ちながら、大きな声を出して呼び叫んだ時代のことを思い出してみると — 実に一生の光景は変わりはてた。楽しい過去の追憶は今の悲傷を二重にして感じさせる。(破戒)

: [楽しい過去の追憶が今の悲傷が二重になって感じられる。] (受身表

現にするなら「二重にして」も「二重になって」とかえる必要がある)

「思う」「感じる」以外には次のようなものがある。(190)~(193)は思考・認識を表わす動詞であるが、(194)(195)はそうではない動詞である。

(190)死後、了以は遺書によって自分の肖像を彫らせているが、そのこと自体が利休のあの肖像彫刻の逸話を偲ばせるうえ、眼光鋭い意志的な像の表情と、手にした掘削工具が印象的に彼の人生を要約している。(日本文化と個人主義)
：〔そのこと自体に利休のあの肖像彫刻の逸話が偲ばれるうえ、〕

(191)すっきりした細い首に水色の衿を細くのぞかせた越後上布の帷子が涼しげにふくらむほど瘦せの眼立つ白川は、中高の細面に常は意識して柔和に震ませているものの、折々きらりと閃く強い眼の光りが、モノメニャックな性格の片鱗を窺わせる。しかしちょっと見には、鬼県令の片腕とは見えぬ清楚な風采の紳士である。(女坂)
：〔折々きらりと閃く強い眼の光りに、モノメニャックな性格の片鱗が窺われる。〕

(192)のちに私は、正田の「夢日記」と題する分厚い大学ノート二冊の手記を読んだ。それには一九六一年の十月から六二年の末にかけて、獄中で見た夢が克明に記録されていて、彼の内面生活をうかがわせる。(死刑囚の記録)
：〔彼の内面生活がうかがわれる。〕

(193)艶子の方では、何のこだわりもない親しい笑顔でいたし、別に傲っている風もなかったけれど、そのこだわりのなさに、勝っている者の余裕もあるように私は思うのであった。甘やかされた愛らしい少女のような、引っかかりのない美しさは、私などの思いも及ばぬ幸せを想像させた。(素足の娘)
：〔少女のような、引っかかりのない美しさからは、私などの思いも及ばぬ幸せが想像された。〕

(194)しかし、それ以上に重大なのは、この時期、一般の市民が無邪気に信じていたアメリカの生活様式、いいかえれば常識的な価値観がさまざまな方面からゆるがされたことだろう。エスニック問題の台頭は、かつて民族の「るつぽ」と信じられていたこの国を、民族の「サラダボール」と呼びかえさせることになった。(日本文化と個人主義)
：〔エスニック問題の台頭によって、・・・この国が、民族の「サラダボール」と呼びかえられることになった。〕

(195)その結果、sexの問題に対するタブーが影をひそめたのであり、この事実もフロイドの性心理学を受け入れさせるようになった大きな原因の一つにかぞえられる。(文化人類学のすすめ)
：〔この事実もフロイドの性心理学が受け入れられるようになった大きな原

因の一つ}

このように、使役動詞による表現の例では受身による表現が可能なものが多いのだが、一方、受身動詞による表現で使役との接近が感じられる例は実はそれほど多くは見つからない。

(196)見たほうが勝なのだ。弁当を食べている柏木は伏目でいたが、私には彼の目が自分のまわりの世界を見尽くしていることが感じられた。(金閣寺)

: [(柏木の様子) 私に・・・ことを感じさせた。]

(197)姿が写る部分だけは窓の外が見えないけれども、娘の輪郭のまわりを絶えず夕景色が動いているので、娘の顔も透明のように感じられた。(雪国)

: [(夕景色が動いていることが) 娘の顔を透明のように感じさせた。]

(198)カルノーがこの『省察』を書いた動機が蒸気機関の改良にあったことは、その書き出しの文章から明瞭にうかがわれます。(物理学とは何だろうか)

: [～にあったことを、その書き出しの文章は明瞭にうかがわせます。]

(199)この映画では同じポリネシアに属するトゥアモートル諸島などを描いているのだが、前述の特色がよくうかがわれる。(文化人類学のすすめ)

: [(この映画の内容) 前述の特色をよくうかがわせる。] (注23)

(200)死刑を恐れずといった彼の態度にもかかわらず、「もし外に出たら・・・」という発言が、期せずしてあり、無期囚や有期刑になって、将来は社会に復帰したいという希望が潜在していることが推測された。(死刑囚の記録)

: [(発言があったことが) 希望が潜在していることを推測させた。]

この(196)～(200)の受身表現は使役との接近がみとめられる例であるが、受身動詞の例には使役動詞による表現が不自然になるものも少なくない。次の数例は、構文的には使役でもよさそうだが、それぞれの文においては使役はかなり不自然である。

(201)「故人は、家族の者や知人たちの思い出のなかで、ときに、生き生きとした姿をとって思い浮かべられるだけのことだ。・・・」(死の思索)

: [? 故人を、・・・生き生きとした姿をとって(家族や知人に) 思い浮かべさせるだけのことだ。]

(202)けれども、彼が自分の無罪を証明するために、右肩と右足の傷という五年前に受けた拷問の跡をレントゲンに撮ってくれと、執拗に要求した、その必死の形相は今でもよく思い出される。(死刑囚の記録)

: [? その必死の形相を今でもよく(私に) 思い出させる。]

(203)外科医はこの出来物にフルンケルという簡単な名前を与え、アルコールを惜しんで、火であぶって消毒したメスをあてがった。私は呻いた。熱い重苦しい世界が、私の後頭部で、はじけ、萎み、衰えるのが感じられた。(金閣寺)

：〔？はじけ、萎み、衰えるのを感じさせた。〕

(201)～(203)では、「思う」という心の動きの原因・きっかけとなるもの「M」が示されておらず文脈からも明瞭には読みとりにくい。そのため主語としてそういった「M」を必要とする使役文になじまないのだと思われる。これらの「思われる」がいわゆる‘自発’表現のように感じられるのはそのためだろう。「M」に注目して、使役との接近が感じられる受身の例(196)～(200)をみると、これらにおいても(198)以外は実は「M」にあたるものが文中に明示されているわけではないことがわかる。しかしながらそれぞれの文で、‘伏目でいた柏木のその様子’‘夕景色が動くこと’‘映画の内容’‘彼がそういった発言をしたこと’そのこと自体が「M」にあたるものとみなすことが可能であり、そのため使役表現が不自然でないのだろう((198)では「その書き出しの文章」が「M」にあたる)。では、使役表現の例(178)～(195)で「M」はどうなっていたらう。二重下線を施した要素が「M」にあたるものだが、(183)以外は「～が」または「～は」で文中に示されている。その(183)においても、名詞句としては示されていないが先行する文で表現されている内容が「M」に相当するものと考えるのは容易であろう。ついでながら、これら(178)～(195)ではいずれも「P」(二重の波線を施した部分)も明示されており、この節の最後に述べるが、「MがPをVt-せる」のように補語が明示された用法が多いのがこの類の使役表現の特徴である。

受身表現のうち使役動詞によるいいかえが不自然になるものをもう少し調べてみよう。次の(204)～(211)は、「～すると、・・・」という表現に先行されていたり、「つくづく」という副詞句が用いられている。このことがいわゆる‘自発’的な‘自然にそうなる’というニュアンスを濃く感じさせるため、使役動詞がそぐわないのではないかと思われる。最後の(210)(211)は《E》〈ウ〉の類であるが、「～うちに」「～てくる」「～てならない」などがあり、共通した特徴がうかがえる。このように、いわゆる‘自発’的な意の濃い「思われてきた」は「思わせてきた」によつては表わせない。

(204) 遠く離れていると、駒子のことがしきりに思われるにもかかわらず、さて近くに来てみると、なにか安心してしまうのか、・・・(雪国)

：〔？遠く離れていると、駒子のことをしきりに思わせるにもかかわらず、〕

(205)「わたくしはカトリックによつて人間に善悪二つのものがあることが分かりました。カレルの本を読んでいると、自分の過去の悪がつくづく思い出されて反省させられます」(死刑囚の記録)

：〔？カレルの本を読んでいると、自分の過去の悪をつくづく思い出させて反省させられます〕

(206)「あなたのお話をうかがっていると、パスカル氏のことが思い出されます。

パスカル氏ほどの冷静な精神の持主でさえ、・・・」（死の思索）

：〔？あなたのお話をうかがっていると、パスカル氏のことを思い出させます。〕

(207) このことに気づいてみると、既に木谷に関する報告が先日雑報として師団から廻送されてきていることが思い出された。（真空地帯）

：〔？このことに気づいてみると、・・・報告が先日雑報として師団から廻送されてきていることを思い出させた。〕

(208) そう云えば、明らかに、雨宮より数歳は年上と見える越智は、家族がいる筈であった。一分のすきもない越智の身だしなみを見れば、越智の妻の行きとどいた愛情が感じられた。（花芯）

：〔？越智の身だしなみを見れば、妻の行きとどいた愛情を感じさせた。〕

(209) とにかくこうしてみると、このトリは星による方角決定のおそるべき正確な能力を、先天的に持っていることが推定されるのであり、・・・（文化人類学のすすめ）

：〔？こうしてみると、・・・先天的に持っていることを推定させるのであり、〕

(210) 私は歩みを緩め、学生をつけようと考えた。そうして歩くうちに、少し左肩の落ちた彼のうしろ姿が、私自身のうしろ姿であるように思われてきた。（金閣寺）

：〔？そうして歩くうちに、・・・彼のうしろ姿が、私自身のうしろ姿であるように思わせてきた。〕

(211) サルトルはのちに淡々とそう書いている。過去に束縛されない彼の自由な精神が、そこに胚胎しているように思われてならない。（死の思索）

：〔？彼の自由な精神が、そこに胚胎しているように思わせてならない。〕

ところでこれら(204)～(209)における「～すると」などで表わされている内容は意味的には「M」に近いものである。つまり、たとえば(204)で「遠く離れていること」は「駒子のことを思う」ことのきっかけと考えるし、(205)で「カレルの本を読むこと」は「過去の悪を思い出す」ことを引き起こした要因であろう。他の例でも同様である。したがって「～すると」などで表わされている内容を「～こと」で表してそれを主語とする使役表現をつくれれば、それは受身との接近が感じられるものとなる。

(204)' 遠く離れていることが駒子のことをしきりに思わせるにもかかわらず、〕

(205)' カレルの本を読むことが自分の過去の悪をつくづく思い出させて〕

(206)' あなたの話をうかがうことがパスカルのことを思い出させます。〕

(207)' このことに気づくことが、・・・報告が先日雑報として師団から廻送され

てきていることを思い出させた。]

(208)' [越智の身だしなみを見ることが妻の行きとどいた愛情を感じさせた。]

(209)' [こうすることが・・・先天的に持っていることを推定させるのであり、]

次に、使役動詞による表現で受身での言い換えが不自然になるものをみよ。

まず、次の例で受身動詞による表現が不自然なのは、「疑わせる」が「～ずにはおかない」に続くことによると思われる。

(212)公判廷での平沢の供述はしばしば前後矛盾し、誇張や記憶錯誤に満ちていた。

これは彼の特異な性格と関係がある事実であり、検事への自供そのものをも疑わせずにはおかない。(死刑囚の記録)

: [? 検事への自供そのものも疑われずにはおかない。]

この例はかりに「自供そのものをも疑わせる。」という言いきりの形で用いられれば「自供そのものも疑われる」とすることができるだろう。

次の二例を受身表現にすることの不自然さは、「～ている」形「感じさせている」であることに関係ありそうである。「感じられている」は不自然で受身表現にするなら「感じられる」とする必要がある。

(213)積雪はそう多くないので、かえって寂寥とした浜辺に並ぶ家々のたたずまいは、寒々としたものを感じさせている。(北帰行)

: [? 寒々としたものが感じられている。]

: [寒々としたものが感じられる。]

(214)柔らかに溶け込むようにカールした髪は、ややきつい程目鼻立ちの整った彼女の顔を優しい印象に包み込んでいたし、薄化粧をした頬は僅かに丸みを帯びて、女らしさを感じさせていた。(北帰行)

: [? 薄化粧をした頬は・・・女らしさが感じられていた。]

: [薄化粧をした頬は・・・女らしさが感じられた。]

また、次の例は、「感じる」主体「彼」「市子」を文中に明示して「彼に感じられた」「市子に感じられた」という受身表現にすることは不自然さを感じさせるのだが、「彼」「市子」を文中に明示しなければ受身も不自然でない。ただし、このふたつの例は次の〈イ〉類(「M」が「P」のありかとしてのコトガラやモノであるもの)とすべきかもしれない。

(215)辰沼は梨香が妻に関して知っているに違いない一切を、すべて訊きださなければならぬと思った。これは商売のかけひきに似た情熱を彼に感じさせた。

(美しい記憶)

: [これには商売のかけひきに似た情熱が感じられた。]

(216)この貝の、海となれあい、海に甘え、海そのもののかさぶたと化したような気味のわるい姿は、この部落をつつむ、けだるいようなヌルヌルとしたおだ

やかさを市子に感じさせた。(海肌の匂い)

：〔?この貝の・・・姿が・・・おだやかさが市子に感じられた。〕

《E》類には、連体用法で用いられている例もかなりみられる。ただし、使役と受身が接近する例とみなせるのはほとんどが使役動詞の例である。次の諸例のうち(217)～(221)は「PをV_t-せる[名詞]」という構文の例、(222)～(224)は「Pを～とV_t-せる[名詞]」という構文の例である。

(217)ここでは、豪華さや甘い雰囲気や、奇抜なインテリアは意図的に排除され、逆に芝居の書き割りを思わせる、一見キッチュな仕掛けが作り出された。(日本文化と個人主義)

：〔芝居の書き割りが思われる、一見キッチュな仕掛け〕

(218)老婆は、慌ただしくふり返った。見ると、年は六十ばかりであろう。・・・、口の大きな、どこか墓の顔を思わせる、卑しげな女である。(検盗)

：〔どこか墓の顔が思われる、卑しげな女である。〕

(219)そのいかにも重々しい外見にもかかわらず、全体の印象としてはせせこましく、ともすればいかがわしいところさえ感じさせる男だった。(北帰行)

：〔いかがわしいところさえ感じられる男だった。〕

(220)初めてこの家の概観を見た時、写真でよく見るアメリカのテキサスやネバダの砂漠に建つ石造りの家や、やはり写真で見ると中近東のレンガ積みの四角い家を連想させる建物だと思った。(花のある遠景)

：〔中近東のレンガ積みの四角い家が連想される建物〕

(221)現在の所、日本の文化の性格構造は二つの型がオモテとウラとして完全な二重構造を為しているとは見えない。むしろ、二つの型が併立し、混在しているように見える。ただ、ペルーの中産下層を連想させるような二極分解の萌芽もみえ、日本にも再び階級社会が形成されるのではないかという予感の働く余地はある。(貧困の精神病理)

：〔ペルーの中産下層が連想されるような二極分解の萌芽〕

(222)ただ私には、北海道を歌った啄木の短歌の響きに、どうして旅愁ではなく郷愁の想いが打ちひびいているのか、ようやくわかったような気がした。そして彼がなぜ露西亜に魅せられ、マカロフ提督やツルゲーネフやクロボトキンを崇敬するようになったのかということも。そして更に、どうして現代のソ連で啄木の詩が持て囃されているのかも。それはずいぶん乱暴な結びつけ方だったが、その乱暴さを自然なものとして感じさせる風土感覚が、確かに雪国に育った人間のなかには潜んでいるような気がしていた。(北帰行)

：〔乱暴さが自然なものとして感じられる風土感覚〕

(223)過去を滅びゆくまことにすることへの怖れは、私たちが、その滅びを悦ばしい

ものと感じさせるような新しい仕組みを創り出せないことから生まれる。(北帰行)

：〔その滅びが悦ばしいものと感じられるような新しい仕組み〕

(224) 彼はお延の置いて行った書物の中から、その一冊を抽いた。岡本の所蔵にかかるものだけあるなとうなずかせるような趣がそこに見えた。(明暗)

：〔岡本の所蔵にかかるものだけあるなとうなずかれるような趣〕(これは、「うなずかれる」にすると‘可能’の意が強く感じられるかもしれない。)

このように、連体用法における使役動詞は受身動詞にしてもそれほど不自然でないものが多いにもかかわらず、実際の用例としては受身動詞が連体用法で用いられている例はきわめて少ない。このことは、《E》類のものが、初めに述べたように次のような関係であることとかがわっているかもしれない。

(225)-a [Aが Mによって Pを (～と(～ヨウニ)) Vt]

-b Mが (Aに) Pを (～と(～ヨウニ)) Vt-せる

-c Mによって Pが (～と(～ヨウニ)) Vt-れる

すなわち、使役動詞を用いた連体用法では先に述べたように「[PをVt-せる][名詞]」「[Pを～とVt-せる][名詞]」となっているものがほとんどなので、修飾される名詞は使役文では主語の地位にある「M」だということである。ところが受身動詞を用いて「[PがVt-れる][名詞]」とすると、修飾される名詞は受身文において二格・カラ格などの地位でしかない「M」ということになる。このことが受身動詞が連体用法に用いられる例が少ないことに関係しているのではないと思われる。

なお、次の例は受身動詞が連体用法に用いられている例にあたるかとも考えられるが、「活発さ」がもとの文でどのような要素だったのかややはつきりせず、もとの文として少なくとも(226)-aと(226)-a'とのふたとおりが考えられるとすれば、《E》類としてよいかどうかもわからない。

(226) 夜まで行儀を守って人なかにいなければならないのは、彼女に少しうんざりなのであった。けれども健康で活気がある佐々は、伸子の引っ込み思案を多くの場合うけつけなかった。彼は、六十歳に近い老人と思われない活撥さで、いつも伸子を引き廻した。それには、自分が滞留しているうちに、地理も覚えさせ、交友もこしらえて置いてやろうという心遣いが潜んでいるのは明らかであった。(伸子) [81-54]

(226)-a [他人が その活発さのせいで 彼を 六十歳に近い老人と 思わない]

-b その活発さが 人に 彼を 六十歳に近い老人と 思わせない

-c その活発さで 人に 彼が 六十歳に近い老人と 思われ

(226)-a' [他人が その活発さを 六十歳に近い老人(ト)と 思わない]

-b' その活発さが 人に 六十歳に近い老人と 思わせない

-c' その活発さが 人に 六十歳に近い老人と 思われぬ

最後に、《E》〈ア〉の使役文と受身文の関係について次のようなことを考えておきたい。上にあげてきた例文からうかがえるように、この類の文では、思考・認識の主体「A」が、不特定・一般の人である場合がほとんどで、しかもそれは実際には文中に現われないことが、とくに受身文では、圧倒的である。そもそも、使役文なら二格の形をとって「Aに」と明示しうるが、受身文では適切な格でもって明示することがむずかしい。それに対し「M」「P」についてみると、既に触れたように、使役の場合手元の用例では、終止用法でみる限り、「Mが Pを Vt-せる」という関係が文中にはっきり明示されているものが多く、連体用法でもほとんどすべて「[PをVt-せる][名詞]」となっている。

これらのことから、やや勇み足ではあるが、使役文「Mが Pを Vt-せる」と受身文「Mに Pが Vt-れる」との間に次のような対応関係があると考えられるのではないと思われる。「Mが Pを Vt-せる」という使役動詞文は独立の他動詞文に近くなって、コトガラ「M」が対象「P」にはたらきかけるという事態を表現する。一方この事態を、はたらきかけの受け手である「P」を主語にして受身文で表現しようとするならば、ひとつの方法として、「Vt-せる」の受身動詞「Vt-せられる」を用いて「Pが Mに Vt-せられる」という受身文（使役受身文）が想定できるわけだが、実際には「Vt」の受身動詞「Vt-れる」を用いて「Pが Mに Vt-れる」という受身文で表現されるということではなからうか。一般に他動詞文「Aが Pを Vt」に対して「Pが Aに Vt-れる」という受身文があり、これが能動-受動の対立をなしているわけだが、これと平行するものとして、《E》類にあたるものでは、「Mが Pを Vt-せる」という使役文と「Pが Mに Vt-れる」という受身文とが、（疑似的に）能動-受動の対立をなしているように思われるのである。このことは、上の例文にみられたように、「M」が「に/によって/で/から」などで表わしうることが多いことにもうかがえるように思われる。「に/によって/で/から」は、受身文においてもとの動詞の表わすはたらきかけの動作主「A」が多くとる格だからである。

(227) 「Aが Pを Vt」 — 「Pが Aに(ニヨッテ/デ/カラ) Vt-れる」

(228) 「Mが Pを Vt-せる」 — 「Pが Mに(ニヨッテ/デ/カラ) Vt-れる」

3. 5. 2 《E》〈イ〉

— 「M」が「P」のありかとしてのコトガラあるいはモノであるもの —

Aが Mに Pを Vt

Mが (Aに) Pを Vt-せる

Mに Pが Vt-れる

動詞「感じる」の場合にはほぼ限られるようなのだが、「M」が‘Pのありか’あるいは‘Pという属性のもちぬし’と考えられるようなものがある。

(229)父は、たまにそんな風に帰るべき時でない時に帰ってきたとき、妙に我が家にそぐわない外所外所しい顔をした。それは、私をおどろかせることを気の毒がるような弱々しいものと、主人の帰りの用意されない我家の明らさまな姿を眺めるといような、しんねりした目つきとを感じさせるのであった。

(素足の娘)

：〔それには、・・・弱々しいものと、・・・しんねりした目つきとが感じられるのであった。〕

(229)-a [私が それに しんねりした目つきを 感じる]

-b それが 私に しんねりした目つきを 感じさせる

-c それに しんねりした目つきが 感じられる

(230)暗闇に眼が馴れると、ぼんやりと男の顔が浮かび上がってきたが、不思議なことにその表情には、あの冬の日に男を醜く見せていた兇悪なものが、少しも感じられなかった。(北帰行)

：〔その表情は・・・兇悪なものを、少しも感じさせなかった。〕

(230)-a [私が その表情に 兇悪なものを 感じる]

-b その表情が 私に 兇悪なものを 感じさせる

-c その表情に 兇悪なものが 感じられる

この例で、(229)では、「それ(=父の顔)」「(M)」に「弱々しいものとしんねりした目つき」「(P)」が‘ある’または‘あると感じられる’のであり、(230)でも、「その表情」に「兇悪なもの」が‘ない’または‘ないと感じられる’のである。そういう意味で「M」が‘Pのありか’あるいは‘Pという属性のもちぬし’とみなしうる。構文的にも、受身文では「M」が二格の形で明示されることがほとんどで、存在や属性を表わす構文「トコに ナが ある／多い」などとの似寄りをみることができる(注24)。

この類で使役と受身の接近がみいだされるものとしては、使役動詞「感じさせる」の例も、受身動詞「感じられる」の例も多くみられる。文全体として存在や属性を表わす表現に近いという静的な性質のために使役と受身との違いがきわだたず希薄になるのかもしれない。

使役動詞が使われているものに次のようなものがある。

(231)一瞬、未亡人が、私の母よりも年上なのを、完全に忘れさっていた。未亡人の全身から発散する雰囲気は、それほど若々しく、むしろ、ほのかな初々しささえ感じさせた。(花恋)

：〔未亡人の全身から発散する雰囲気は、それほど若々しく、むしろ、ほのかな初々しささえ感じられた。〕

- (232) 英国に住んでいたころ、この季節になると、毎年ウィンブルドンに出掛けて試合をみた。会場のオールイングランド・クラブは、百年以上の歴史をけみして、独特の風格を持つ。長い伝統の醸し出す優雅な香りとでもいおうか。いかにも落ちついた余裕を感じさせる。(朝日1991.7.5.夕刊)

：〔いかにも落ちついた余裕が感じられる。〕

- (233) わら束を姑が砧で打ち、それを祖父に預けておけば、暇をみて草履を作ってくれ、戦争中の物資不足のときなどは、野良に出るのに、地下足袋がわりとしてずい分とこの草履に助けられたという。目のうすくなった祖父の手作り草履は、左右不揃いで、緒の太さも大小あるが、わらで作ったものはゴム草履などと違ってとてもあたたかく、見た目にも人の手のやさしさを感じさせたものだった。(女のこよみ)

：〔わらで作ったものは草履などと違ってとてもあたたかく、見た目にも人の手のやさしさが感じられたものだった。〕

- (234) 妻のさだ子が門のところにとたずんで見送った。朝の太陽がその顔を白くしている。どこか疲れて見えるのは柚木の気持からか。石井とのことがあったとは考えられないほど情熱を感じさせない女である。二人の子供は父親より前に学校に行った。(張込み) [87-48]

：〔石井とのことがあったとは考えられないほど情熱が感じられない女〕

次は受身動詞が用いられているもの。(235)は、「一言には、～が感じられず、無表情には～があった」という述べ方で、「ある」による表現と対比的になっている。

- (235) (彼はほんとうは気立ての優しい少年なのだということは)あまり当てにならなかった。ただ、最後に私に向かって言った一言には、詰るような調子も椰揄の響きも感じられず、その無表情には照れ隠しのようなぎこちなさがあったというだけのことだった。(北帰行)

：〔その一言は、詰るような調子も椰揄の響きも感じさせず、〕

- (236) まん中の、日焼けした小ぶとりの四十歳がらみの男が委員長格らしい。他の四人にくらべると彼にはいくらか‘闘志’らしい鋭さが感じられた。

：〔彼はいくらか‘闘志’らしい鋭さを感じさせた。〕

- (237) 「おや、それはお淋しいこと」未亡人の言葉は、東京の山手ひびきで、関西なまりは、全然感じられなかった。(花芯)

：〔未亡人の言葉は、山手ひびきで、関西なまりを全然感じさせなかった。〕

- (238) 一間ばかり高い土手の草に、人影のうごめく気配が感じられた。がさがさと

草につかまって、登って行くらしかった。(野火)

: [土手の草は、人影のうごめく気配を感じさせた。]

この類の使役・受身文が存在表現に近いことと関係しているのだろうが、受身文において「M」が広い意味での場所を表わす名詞であることがある。ただし、「M」の性質によってそれを主語とする使役文が不自然なものがある。

(239)そのグロテスクなまでの生命力も、淫する者のみが持つ人間臭い弱さも、札幌には感じられない。文字通りに無性格であり、透明な光に包まれた都市なのだ。(北帰行)

: [生命力も・・・人間臭い弱さも、札幌は感じさせない。]

(240)そう言って由起は微笑んだが、どこか媚びるようなその笑みの蔭には、私の言葉の重みをそっと量るような醒めた眼が感じられた。(北帰行)

: [?その笑みの蔭は、・・・醒めた眼を感じさせた。]

[その笑みは、・・・醒めた眼を感じさせた。]

これらのうち(239)では、「M」が「札幌」という固有名詞であり、これはこのまま使役文の主語にしても不自然でない。(240)は、「M」にあたるものが「その笑みの蔭」という場所的なもので、これはこのまま使役文の主語にするのは不自然であり、使役動詞を用いるなら「の蔭」のない「その笑み」を主語にする必要があるだろう。

3. 5. 3 《E》〈ウ〉

Aが Mによって ～と(～ヨク) V t

(Mが) (Aに) ～と(～ヨク) V t-せる

(Mによって) (Aに) ～と(～ヨク) V t-れる

(※上の表示で、(Mが)、(Mによって)(Aに)のようにしてあるのは、これらの要素が実際の文中には現われないことが多いことによる。)

この類は、「M」が思考・認識のきっかけや原因などとなるコトガラであるという点では〈ア〉と同じである。しかし、「思う」などの内容を表わす部分はまったくそのまま、すなわち名詞の格の変更などを必要とせず、使役動詞と受身動詞が入れかえられるような類である。次のような用例にそれがみられる。それぞれ a のようなもとの文を考えることができるが、(241)は「思わせる」を「思われる」に、(242)は「想像される」を「想像させる」に、どちらも他の要素に何等の変更も加えることなく入れかえることができる。(それぞれの〈 〉で括ってある部分が思考・認識の内容。また波線をつけた箇所については後述。)

(241) その闇の世界はあまりに深く、あそこにはこのまま「夜明け」などというものは永遠にめぐってこないのではないかと思わせるほどだった。 (メキシコからの手紙) [81-54]

: [その闇の世界はあまりに深く、〈あそこには・・・めぐってこないのではないか〉と思われるほどだった。]

(241)-a [われわれが 闇の世界の様子によって (加/ニ) 〈あそこには・・・めぐってこないのではないか〉と 思う]

-b 闇の世界の様子が 我々に 〈・・・〉と 思わせる

-c 闇の世界の様子によって 我々に 〈・・・〉と 思われる

(242) 桜並木の下を通っているその小径の周辺の草は、茂り放題に茂っており、夏のころの草いきれはどんなだったろうと想像された。 (宴のあと)

: [周辺の草は、茂り放題に茂っており、〈夏のころの草いきれはどんなだったろう〉と想像された。]

(242)-a [私が 現在の小径の様子から 〈夏のころの草いきれはどんなだったろう〉と 想像する]

-b 現在の小径の様子が 私に 〈・・・〉と 想像させる

-c 現在の小径の様子によって 私に 〈・・・〉と 想像される

使役動詞、受身動詞どちらの例もかなり多い。まず、使役動詞の例としては次のようなものがある。

(243) 動詞の基本形が Active voice であるため beats から is beaten が派生したように思わせるが、それは言語形式上のことにすぎず、受動の概念は能動の概念の限定によって派生するようなものではない。 (文法の原理)

: [〈beats から is beaten が派生した〉ように思われるが、]

(245) しかし、逆にいえば、この種の作品の出現がこの一時期に限られ、ほかにはなかったということ自体、むしろこれまでのわれわれの観察の補強材料であるかもしれない。それは鎌倉期の東国武士の社会がかなり特殊なものであり、少なくとも、イエ社会があればほど純粋に機能したのは、日本史のなかで一時の例外的な現象ではなかったか、と思わせるからである。 (日本文化と個人主義)

: [〈鎌倉期の・・・イエ社会があればほど純粋に機能したのは、日本史のなかで一時の例外的な現象ではなかったか〉と思われる]

(246) 彼女達は夫に甲斐性がないことを厭わない。それどころか、アルコール依存者に酒代を渡しつづけることには、どこか夫を無力なままに留めておきたいと願っているのではないかと疑わせるようなところがある。 (貧困の精神病理)

：〔〈夫を無力なまま・・・と願っているのではないか〉と疑われるようなところがある。〕

受身動詞の例には次のようなものがある。

(247) 京都を発つときあのようにいきいきとしていた私の心は、今また死者たちの追憶へ導かれた。有為子や父や鶴川の思い出は、云うに云われぬやさしさを私の内に呼びさまし、私は死者をしか人間として愛することができないのかと疑われた。それにしても死者たちは生者に比べて、何と愛され易い姿をしていることか！（金閣）

：〔〈私は死者をしか人間として愛することができないのか〉と疑わせた。〕

(248) 両側に建て続いた家々は、いずれもしんと静まり返って、その板葺や蒲簾の後では、町中の人が悉、死に絶えてしまったかとさえ疑われる。（楡盗）

：〔〈町中の人が悉、死に絶えてしまったか〉とさえ疑わせる。〕

(249) その明るさは私の暗さとあまりに隅々まで照応し、あまりに詳細な対比を示していたので、時折鶴川は私の心を如実に経験したことがあるのではないかと疑われた。（金閣寺）

：〔〈鶴川は私の心を如実に経験したことがあるのではないか〉と疑わせた。〕

これら(241)～(249)の例では文中に「M」が「Mが」「Mに/によって」などの形で明示されているものはほとんどない。(245)では、「それは」で示されているがそれ以外のものでは、「～と思う」「～と想像する」ことの原因・きっかけにあたる「M」のあらわれを文中に求めるとすれば、それぞれの例文の波線を施した部分「その闇の世界はあまりに深く、」「・・・草は、茂り放題に茂っており、」などの内容が「M」ということになる。

《E》の〈ア〉〈イ〉では、思考・認識のきっかけや原因となるコトガラが、使役文では主語として、受身文では「～に/～によって/～から」などとして文中にあらわれるのであったが、〈ウ〉では、使役文・受身文どちらもほとんどが複文的な構造になっていて、前半のいわば従属節「～して、」「～し、」「～ため」などによって思考・認識のきっかけや原因が表現されている。「～して、」などで表わされている内容は「～こと」と名詞節にすることで、

(241-ア)「・・・あまりに深いことが、～と思わせる」

「・・・あまりに深いことによって、～と思われる」

(242-ア)「・・・茂っていることが、～と想像させた」

「・・・茂っていることで、～と想像された」

のように表現することも可能だが、はっきり分化させないまま「～して、」などの形で原因・きっかけを表わしているとも考えられよう。〈ウ〉類の使役・受身は次

のような意味あいの表現なのではないかと思われるのである。

(241-イ)「・・・あまりに深く、[ソノトガ]〜と思わせる」

「・・・あまりに深く、[ソノトニヨッテ]〜と思われる」

(242-イ)「・・・茂っており、[ソノトガ]〜と想像させた」

「・・・茂っており、[ソノトニヨッテ]〜と想像された」

注

(注1) 使役動詞・受身動詞だけでなく、「岡田を

行き過ぎさせてしまった」「岡田に行き過ぎられてしまった」のように、動きの主体を表わす名詞をヲ格・ニ格で示したものがある。

(注2) 井上(1976)は、「彼は子供を死なせた。」「花子は赤ん坊を流感にかからせた」などの使役文を「経験者を主語とする使役文」としている。本稿の《A》《B》類の使役文・受身文の主語があらわすものは、もとの動詞によってあらわされる事態の直接的な参与者ではないが間接的に影響を受けるつまりその事態を経験するものであるという点で、この「彼」「花子」の性格に似たものと思われる。こういったことを参考にし、《A》《B》類の使役文・受身文の主語を「経験者 experiencer」という意味で「E」と表わすことにした。

(注3) (注2)を参照

(注4) 使役表現と受身表現との関係についてこれまでに述べられたもののうち本稿の考察に参考になったものとして次のような指摘がある。たとえば寺村(1982)は、使役態といわゆる「間接受身」との共通性について、「(両者は)本質的に共通する部分をもちつつ多くの部分で対立している。つまり両者は対称的な関係にある。」とし、「共通するところは、ある事象に対して、その事象の外にある第三者がかかわる、そのかかわり方を示す表現だという点である。」と指摘している。また、益岡(1987)では「(受動態と使役態は)動的事象を、動き的作用や影響を受ける者の側から見るか、動きの原因となる者の側から見るかという点で、また、動的事象を、結果の局面に焦点を置いて見るか、原因の局面に焦点を置いて見るかという点で対照的である」と、野田(1991)では「(受動と使役は)意味的にも、おおまかにいって、受動が動作を受けるのに対し、使役は動作を起こすということで、ちょうど反対の機能をもつセットになっている。」とそれぞれ述べられている。

これらより古く、山田(1908)は、「属性的作用を助くる複語尾」である「る・らる」「す・さす・しむ」のうち前者は「状態性間接作用」(受身・勢力・自然勢)をあらわし、後者は「発動性間接作用」(干与作用・使令作用)をあ

らわすものとしており、ともに「間接作用」をあらわすという点に共通性をみていると思われる。松下(1924)も、「間接動態」の二種として「使動態」と「被動態」をとらえている。

(注5) これらのうち、[親-子]「夫-妻」などの関係にあるものは、《B》類〈持ち主が主語の使役・受身〉のひとつとみなすこともできる。たとえば、(b)「彼が一人息子を死なせる」と(c)「彼が一人息子に死なれる」という使役文・受身文に対しては、「死ぬ」による文として、(a)「一人息子が死ぬ」が考えられるので、「一人息子が死ぬ」という事態には直接関与せずそれゆえ(a)の要素でもない「彼」が(b)(c)の主語になっているという点で、(b)(c)を〈第三者が主語の使役・受身〉とみなしうるのだが、その一方、この場合、意味的には「彼の一人息子」という関係であるので、「死ぬ」による文として「彼の一人息子が死ぬ」を考えることもできる。そうすると、

(243)-a [EのPが Vi]

-b Eが Pを Vi-せる

-c Eが Pに Vi-れる

という関係とも考えられ、《B》類との近さが感じられるのである。なお、松下(1924)では、被動に「人格的被動」と「非人格的被動(可然的被動、自然動的被動、既然的被動)」とがあるとされ、さらに「人格的被動」に四種あるとして(1)「自己被動」、(2)「所有物被動」、(3)「所有物自己被動」、(4)「他物被動」がわけられている。このうち(3)(4)の例として、(3)は「父、子に死なせる」「妻、夫に遊ばる」、(4)は「雨に降らる」「自己は失敗して、人に成功せらる」があげられており、「父の子」、「妻の夫」という関係にある(3)とそうでない(4)とが別の性質のものとして扱われている。

(注6) 本文(52)の「戦死させて」を含む用例は、佐藤(1986 p.164)にもとりあげられており、「を格の補語をに格にとりかえて、うけみ構造の文で表現することもできる。そのとき、主語にたつのは不本意のうけ手である。」という指摘がある。ただし、このことが、佐藤によってここでひとまとまりの類として扱われている一群の動詞すなわち、「死なせる、戦死させる、苦労させる、(境遇に)しずませる、貧乏させる」のように、自分の力がおよばずに、相手に不利益をこうむらせてしまうことを表現する場合」の動詞による8例の用例のうち、どの範囲のものにあてはまるのか、あるいはすべてにあてはまると考えられているのか、詳しく説明されてはいない。あげられている8例のうち「うけみ構造の文で表現すること」が可能で自然な表現であるのは、筆者には本稿(52)の『浮雲』の例のみに思われる。

(注7) 「知らせる」は形態的には「知る」の使役動詞であろうが、人がある人に

はたらかきかけて‘その人が何かを知る’という状態を生じさせる行為は「伝える」「連絡する」「(人に)言う」などで表わされるはたらきかけであることも多い。したがって「知らせる」は‘人に命じてVするようにする’といった意を表わす典型的な使役動詞としてではなく、単なる伝達動詞に近いものとして用いられる場合がしばしばある。

(244) (彼は) 秋田の家族とは没交渉になっていた。ただ一人、川崎で看護婦をしていた妹とは付き合っていた。こんどの事件後も、本人は妹だけには知らせていたが、故郷には黙っていた。しかし、弁護士にすすめられて、知らせてから、家では大騒ぎになった。(死刑囚の記録)

(245) このベルは信鈴と呼ばれ、運転主にとって死角となっている後ドアでの乗降が終了のことを車掌から運転手に知らせる。(都電)

(246) 午前十一時半。ようやく砲声に切れ目が出はじめた。街にいるベトナム人の記者仲間が、空港の完全陥落を電話で知らせてきた。(サイゴンのいちばん長い日)

ただ次の(247)のような例ではいわゆる使役的な使い方ということができないかもしれない。

(247) 「・・・で、私がもし、死病だと言われたような場合ね、まさか、お医者さんもそれを私に言わないし、周囲のものだって、きかせたがりはないでしょう。でも私はそれでは困るの。死ぬにきまった病気だと解ったら、そのことをはっきり知らせて貰いたいの」(女坂)

しかしたとえば「生徒に『日本史入門』を読ませて日本の歴史について知らせた。」などということはあまり自然と思えない。

文体的にはやや限られているが、「知らしめる」ならば使役的なニュアンスがはっきり表わされよう。

(248) 「社会を欺く企業を許しておくわけにはいきません。人々に広く知らしめて警鐘を鳴らすのがジャーナリストの使命なのです。」(貧困の精神病理)

(注8) 現代語の問題としてではないが、「知る」については万葉集中の次の歌の「人に知れつつ」をめぐって、‘知らせる’ことと‘知られる’こととがある場合には近くなることが論じられている。

(249) 「春の野にあさる雉の妻恋に己があたりを人に知れつつ」(萬・1446)

たとえば細江(1928)は、この「人に知れつつ」について、「雉が鳴声を立てる為、つい自己のありかを人に知られると云う事はその結果から見れば知らせた事にもなる」と述べ、この「知る」は四段活用「知る」の中相であり、こうした太古の日本語における「中相」が「一方に於て「所相」となると同時に又

一方に於ては使役を表わした」としている。(なお、細江では「知る」だけでなく「見ゆ」「聞ゆ」その他にも、「中相」であつてなお使役・受身の「両面性を有する」ものがあることが示されている。)

永田(1931)も同じく、「人に知れつつ」の「知れ」は、「知られ」の意とも「知らせ」の意ともなるものであるとし、「中相の使役的用法」とみなしている。また、「たらちねの母に知らえずわが持てる心はよし糸君がまにまに」の「知らゆ」も、受動の意であると同時に「知らす」という使役の意でもあるという。朝山(1942~1943)は、この歌のように「目的語を有する構文の中」でこの「人に知れつつ」とよませている部分が「人爾令知管」という用字法であることに、「その受動・使動意識の混乱が察知せられる」という。また、浜田(1955)は、「四段活用形式のものに対立する同語幹の下二段形式動詞が、「受身」或は逆に「使役」の意味を表はすと見られるものが極めて多い」ことの一例として「知る」(四段)に対する「知る」(下二段)を考え、この歌をその例のひとつとする。

最後に、高木他(1959)『日本古典文学体系』においてこの「人に知れつつ」に詳しくふれられている補注を、やや長くなるがそのまま引用する。

(「人爾令知管」の)「令知は知らせる意である。だいたい、受身と使役とは、全く逆の関係であるから、全然別なもののように思われるかもしれない。しかし、ここに、或るAという事態があつて、人がそれを知るということが起つたとする。Aという事態の当事者が、それを積極的に、人に知らせようとしたとすれば、人に知ラセタということになる。当事者が、それを人に隠そうとしていたとする。しかも人がそれを知つたとする。それは、人に知ラレタということになる。しかも、Aがそれを人に知ラセようとしたか、あるいは隠そうとしたのに知ラレタかは、分らない場合がある。それを、傍から「知ラセタ」と表現しても、「知ラレタ」と表現しても、事實は、人がそれを知つたということで、同じことになる場合がある。

今の場合、令知と書いてあることは、人ニ知ラセテイルということであるが、それは結果的には、人に知ラレルということになる。人知れずというのも、ここのような表記があれば、起源的には人ニ知ラセズということであろうが、それはつまり人に知ラレズということになる。日本語ではこうして、使役と受身との表現が結局同じ結果になることがある。」(波線部は原文では、白い○印が施されている箇所)

現代語の「知らせる」「知られる」の表わす意味あいを考えるのにこれらの

議論はたいへん参考になる。

(注9) 阪倉(1974)で、「能動の言い方と、受動の言い方との、密接な関係を考えることができ」る場合のひとつとして「母が子に乳を飲ませる」という使役表現にふれ、これは「もしそれによって困惑する母の立場から言えば、「母が子に乳を飲まれる」ということにもなる。」とされている。この使役文・受身文はもとの動詞による文として「子が母の乳を飲む」を考えることができ、本稿の《B1》類にあたる使役と受身の接近の例とあってよいだろう。阪倉にはまた次のような指摘もあり教えられた。「他からある動作をこうむるということは、逆に言えば、他にそういう動作をすることをゆるす——もっと積極的に言えば、他にそういう動作をさせておく——ことであろう。たとえば、散髪にあって髪を「刈られる」というのは、いわば髪を「刈らせる」ことである。中世の軍記物に、「敵に内兜を射させて」などと言うのは、「射られ」たことを、武士詞で、わざとこんなふうに強がって表現したものである。」(波線部は阪倉(1974)では、白い○印が付されている箇所)

ただしこの説明中、武士詞(あるいは武者詞)についての解釈は下に紹介する長谷川(1969)の所説のほうがふさわしく思われる。ここで問題となる武者詞とは次のような表現である。

(250)あまりに仰向きて内兜射さすな

(251)親は子を討たせ兄は弟を失ひ

(252)敵に右を取らすべからず

これらはいずれも、現代語におきかえれば本稿《B1》の使役文にあたるもので、かつ、使役と受身の接近が感じられる例とあってよいものではある。

こういった表現については先の阪倉にもみられるように従来、受身をきらった武士が受身の意味を使役の形で表わした、軍記物に特有の(ある場合には、負け惜しみの)表現である、とされることが多かったのだが、長谷川(1969)はこの解釈に異を唱えている。長谷川にはその証左として、軍記物においても、「射させて」などの表現を「引退く」「ひるむ」「落ち行く」などですなにおけること、また、「射させて」のような表現よりも受身「る」「らる」の例がはるかに多いこと、さらに、そもそも軍記物が武者の手によって書かれた作品ではないこと、があげられている。そして長谷川は、これらの用法を「随順」とよぶべきだという。随順用法とは、自らの外なるなんらかの力の存在、その関与によって、その状態にナル、その状態のママニナル、といった「自然発動的な言い方」であり、それは軍記物に限らず、また現代の日常語においてもみられるという。

なお、上の(250)~(252)はいずれも三矢(1908)からの例であるが、三矢には、

「使役相と被役相との相通ずる例」としてこれらのほか、「この事君にきかせむ／きこえむ」「足ふましむな／ふまるな」「僅かの事にて賊を逃れしめたり／賊に逃れられたり」などが、また使役相と可能相との相通ずる例として、「青年元気の消沈人をして長嘆せしむ／人に長嘆せらる」「其の壮烈人を泣かす／人に泣かる」があげられている。現代語の捉え方にも通じる点があり興味深い。

(注10) 本文(81)(82)は、それぞれ a のようなもとの文が考えられるので、「金」の持ち主を主語とする《B1》類の使役・受身としたわけである。

(81)-a [娘が 俺たちの金を まきあげる]

(82)-a [同郷人が 私の金を 巻き上げる]

しかし、「まきあげる」が‘人から何かを奪う’ようなはたらきかけを表わすものなので、もとの文として「俺たち」「私」をカウ格で表わした a' のような文を考えることもできる。使役文と受身文もしめす。

(81)-a' [娘が 俺たちから 金を 捲きあげる]

-b' 俺たちが 娘に 金を 捲きあげさせる

-c' 俺たちが 娘に 金を 捲きあげられる

(82)-a' [同郷人が 私から 金を 巻き上げる]

-b' 私が 同郷人に 金を 巻き上げさせる

-c' 私が 同郷人に 金を 巻き上げられる

使役文・受身文の主語がもとの動詞による文においてどのような要素であったかという点を基準にして類を立てるという本稿の立場からすると、この種の類をひとつ別にたてるべきかもしれない。しかし、いまのところ純粋にこの類と考えられる用例を見つけえていないので、独立の類としてたてるのは控えておこうと思う。ただ、たとえば次のような文において使役・受身の接近がみられる用法があるのではないかと思われるのである。

(253)-a [医者 が 母親 から 子どもを 預かる]

-b 母親が 医者 に 子どもを 預からせる

-c 母親が 医者 に 子どもを 預かれる

また本文(80)も「彼女達から 女性性の目を 摘む」というもとの文を考えればこの類である。

なお、上にみたのは他動詞の場合であるが、自動詞の場合も「自立する、逃げる、失う、離れる」などを述語とする動詞に同じような類があるかもしれない。

(254)-a [子供が 親から 自立する]

-b 親が 子供を 自立させる

-c 親が 子供に 自立される

(255)-a [彼が その借金取りから 逃げる]

-b その借金取りが かれを 逃げさせる

-c その借金取りが かれに 逃れられる

《A2》類の(57)は、「安西が週番士官から逃亡する」という関係を考えられるとすればこれに近いといえる。

(注11)「髪を風になびかせる」は、「髪を風に吹かせる」と比較的近い現実を表現するが、「なびく」には「～をなびく」という言い方はなく、「長い髪が風になびいていた」のような自動詞的な用法しかない。また、受身文「*風に靡かれる」もきわめて不自然である。

(256)馬は、尾と鬣とを、長く風になびかせながら、蹄に火花を散らして、まっしぐらに狂奔する。(檢盜)

: [*馬は、尾と鬣とを、長く風になびかれながら、]

(257)由起は無造作に束ねてあった髪を解いて、激しく吹きつける海からの風に靡かせた。(北帰行)

: [*由起は(髪を)海からの風に靡かれた。]

朝山(1942)に、「松が嵐に吹き折れる」「月が雲にかくれる」などの「に」について次のように述べられている。「嵐に」「雲に」の「に」は未だ奪格的と言はんより、我等の意識には多く地格的であり、「嵐」「雲」における、主動者としての行為の積極性が其処に感ぜられないばかりでなく、又助詞「に」は、被動者「松」「月」において体験せられた「吹き折れる」「隠さる」なる事態の単なる原点を、唯靜的に指示して居るに過ぎないのである。」本稿の(83)~(86)などの「に」も同じように考えられるのではないだろうか。朝山(1942~1943)には、「電車に揺られる」「母子に死なる」などにおける「に」をも含めて、受動表現における「に」について興味深い考察がなされている。

(注12)使役動詞の文(88)(89)を受身表現にすると、(88)-c「子どもに腰にすがりつかれ」、(89)-c「鳥に体一面にまといつかれ」となり、二格の連続がやや不自然に感じられるかもしれない。受身文の例(93)では「A」が文中に明示されていないのでこのようなことはおこらない。

(注13)本文(103)(104)については、もとの文・使役文・受身文のあいだに次のような関係を考えることもできるかもしれない。こうだとすればく持ち主が主語の使役・受身)の類ということになる。

(103)-a' [相手が 彼女の東京弁に 反感を 起こす]

-b' 彼女が 相手に 自分の東京弁に対して 反感を 起こさせる

-c' 彼女が 相手に 自分の東京弁に対して 反感を 起こされる

(104)-a' [同性が あなたの何かに 反発を 感じる]

-b' あなたが 同性に 自分の何かに対して 反発を 感じさせる

-c' あなたが 同性に 自分の何かに対して 反発を 感じられる

(注14)「驚く」は、「突然帰国して家族を驚かせた」のような使役表現だけでなく、「突然帰国して家族に驚かれた」という受身表現も用いられそうな気がするのだが、手元の用例にはない。また、手元の「驚かせる」の用例はいずれも「驚かれる」にすると不自然になる。

(注15)「喜ぶ」は、(258)のように「Aが Pに 喜ぶ」という構文をとることもあるが、(259)~(262)のように「Aが Pを 喜ぶ」という構文をとることのほうが多く他動詞的であるので、《D》類としてよいだろう。

(258)お夏は・・・一寸した事に非常に喜ぶかと思うと、・・・(濁った頭)

(259)祖母や妻はその好意を喜んでいた。(和解)

(260)その唄を、腹の中の呪が、喜ばないと云う筈はない。(楡盗)

(261)かづは良夫が決して自分の忠告などに耳を傾けない男であることを喜んでいた。(宴のあと)

(262)長女はまだ何も判らず、人がおおぜい集まるのを喜んではしゃいでいたが、・・・(女のこよみ)

(注16)たとえば次のような例がある。

(263)たしかにチュー氏は国民の多くから嫌われ恨まれていた。(サイゴンのいちばん長い日)

(264)私は、渦巻く景気の中にいながら、誰からも構われず、辱しめを受けて、ひとりで口惜しい唇を噛むのであった。(素足の娘)

(265)鬼島令と言えは泣く子も黙ると県民から恐れられた川島通明・・・(女坂)

(注17)「Aが Pを ~と よぶ」において、次の(266)(267)のように、「よばれる」対象「P」が「A」への‘はたらきかけ’をなしえない存在である場合には使役表現はできない。

(266)魂のこの状態こそ、思慮(フロネーシス)と呼ばれる。(死の思索)

: [?魂のこの状態こそ、思慮(フロネーシス)と呼ばせる。]

(267)その二つが交錯する地点が、たぶん都市と呼ばれる怪物の棲息する地にちがいがなかった。(北帰行)

: [?都市と呼ばせる怪物]

これらの「~とよばれる」は、‘~と名づけられる’あるいは「土佐のデンマークといわれる平野」などにおける‘~といわれる’に近い意味を表わし、具体的な動作をあらわすものではなく、かなり状態性が強いものである。それ

ゆえ、「～とよぶ／よばれる／よんでいる／よばれている」の対立が希薄になることもある。

(268)このイエの存立を裏づける間人主義、あるいは間柄主義と呼ばれる概念であるが、これもまた、・・・(日本文化と個人主義)

：〔間柄主義と〔呼ぶ／呼ばれる／呼んでいる／呼ばれている〕概念〕

(269)父系社会や母系社会のごとく、個人がどちらか一方の親の血縁集団(親族)に属するばあい、社会人類学では、単系的とよばれているのに対して、ポリネシア社会のごときを非単系的あるいは双系的とよんでいる。(南太平洋の環礁にて)

：〔社会人類学では、単系的と〔よぶ／よばれる／よんでいる／よばれている〕のに対して、・・・非単系的あるいは双系的と〔よぶ／よばれる／よんでいる／よばれている。〕

(注18)高橋(1985)では、「花子が医者にみてもらう」という文について「使役性とうけみ性をおねそなえている」とされている。

(注19)これら‘人の人に対する態度的なはたらきかけ’を表わす動詞であっても、その使役動詞は「父親が母親に子供を叱らせた」のような、いわゆる典型的な使役用法では、もちろん用いられる。

(注20)次の例は受身で表現できるか否か微妙である。「女房を悲しませるような事」という表現だけ考えれば「女房に悲しまれるような事」が不自然に感じられないが、この部分が「女房」に向かって話されたことがらとして書かれていることを考えるとやや不自然に感じられる。

(270)おれはさかな釣りが道楽でときどき家をあけるが、それ以外には女房を悲しませるような事を何かやったことがあるかい? お前と子供との生活に必要な条件はすべて充てあてられているはずだ。(その最後の世界)

：〔?女房に悲しまれるような事を何かやったことがあるかい〕

文脈なしで単に「女房を悲しませる事」「女房に悲しまれる事」ならば「女房」は不特定一般の人をさすと感じられるが、この例のように面と向かっている自分の妻に言うときとそうでなく感じられるからだろうか。また、これが連体修飾になっていて「事」の性格づけをしている例であることも関わっているかもしれない。次のような例でも使役表現と受身表現の違いが微妙である。

(271)「妻を喜ばせる贈物／妻に喜ばれる贈物」

(272)「赤ん坊を怖がらせる音／赤ん坊に怖がられる音」

(273)「ともだちを羨ましがらせる境遇／ともだちに羨ましがられる境遇」

(注21)本文の(157)～(159)では、「P」にあたるのがそれぞれ「啓作に頼らないで暮らしの立つ明るい生計の道が(千賀子に)出来たこと」「(母の)母乳が

あふれるほど出たこと」「夫人の計算がかつにありありとわかったこと」であり、これらはいずれも感情の主体である「A」本人に密接に関わっていることである。つまり、「A」と「P」とが別個のものとはいえない事態である。こういった時にその「P」を主語とした受身文が不自然になるようにも思われる。早津(1991)で、「子どもが目を輝かせて学校の話をしている」という複文における従属節の「子どもが目を輝かせる」について、「子どもが学校の話をしている」ときの状態が「(子どもの)目が輝く」であり、「目を輝かせて」という使役表現は主節の表わす事態の付帯状況を述べるものであり、「主節と従属節とのガ格名詞を同一に保って(時にはそれを「は」でとりたてて)叙述しようとする、いわば構文的な要請から」使役表現が用いられたものだと述べられている。「ガ格名詞を同一に保って」というだけなら、「?子どもが目を輝かれて学校の話をしている」でもよさそうだが、こういった、早津のいう「所有者主語の使役」は受身との接近がみられない。このことには、(157)～(159)についての問題と共通する点がありそうだが、さらに調べなければならない。(注22)「羨ませる」の例もあるが、現代語としてはあまりなじまないように思われる。

(271)氏が凡ての虚偽と墮落とに飽満した基督旧教の中にありながら、根ざし深く潜在する尊い要素に自分のけだかさを化合させて、巖のように堅くそそり立つその態度は、私を驚かせ羨ませる。(惜みなく愛は奪う)

(注23) 3. 5. 1の冒頭で、《E》〈ア〉類では、実際の用例としては使役と接近する受身表現の例が少ないと述べた。しかし「窺う」には具体的な‘見る’動作(単に視覚的に‘見る’というだけでなく‘様子を見る’といったものも含む)を表わすのではなく(198)(189)のように使われるものとしては、受身動詞の例もかなりある。この場合「うかがわれる」は‘知ることができる’‘みいだすことができる’といった意味であろう。こういった意味の受身動詞「うかがわれる」に対しては、もとの動詞「うかがう」による文として次のような文が一応考えられるが、実際にはあまり使われなように思われる。

(198)-a [我々が 書き出しの文章に カルノーの動機を うかがう]

(199)-a [我々が 映画に 前述の特色を うかがう]

「窺う」については別稿で、「のぞく」「騒ぐ」などとともに、「窺わせるー窺われる」「のぞかせるーのぞかれる」「騒がせるー騒がれる」などの対応関係を調べることにする。

(注24)「感じさせる」「感じられる」のもつこのような性質は、そもそも「感じる」は、「そよ風に秋を感じる」のような「ト」に たを 感じる」という文が「ト」にたが ある」という存在表現に近い意味を表わすからであろう。

「認める」「見る」も受身動詞「認められる」「見られる」が存在表現に近くなることがある。(272)~(275)は「認められる」の例、(276)~(279)は「見られる」の例。

(272)文化の性格構造には、貧民街の〈母-男〉型と中産上層の〈父-母〉型の、少なくとも二つが認められると言ってよい。(貧困の精神病理)

(273)若者を中心にサラリーマンの余暇の過ごし方には明確な変化が認められ、ここでは企業離れの傾向がまぎれもない。(日本文化と個人主義)

(274)なぜなら律法以前にも罪は世にあったが、律法がなければ罪は認められないからである。(死の思索)

(275)それは中産下層の全域にわたってそのサブ・カルチャーの一要素として認められ、・・・(貧困の精神病理)

(276)川の西岸に出ると、自動車のゆききも人のゆききも絶えた。道ぞいに夏蜜柑の畑がときどき見られたが、人の影は射さなかった。(金閣寺)

(277)アナトリアのいくつかの地方の方言の記述は、すでにオスマン朝の頃の旅行記に見られる。(三省堂『ブックレット』84号)

(278)彼には犯罪者にありがちな生活の乱脈さや利欲への執念がみられなかった。(死刑囚の記録)

(279)こうしてできあがった新らしい理論は今までの精神分析学説にみられた多くの欠陥を補なってまったく新らしいものとなり、・・・(文化人類学のすすめ)

これらの例では「どこ」にあたるものが「~に」「~にわたって」で表わされている。(274)では先行節の「世に」がこれにあたると考えてよいだろう。)この点では「認められる」「見られる」には「感じられる」に似た点がみとめられるのだが、これらの受身表現は、使役動詞「認めさせる」「見させる」で表現することはきわめて不自然であるか、あるいは、使役動詞を用いた文がもはや存在表現に近いとはいえなくなってしまうだろう。

(272)'〔? 文化の性格構造は、・・・二つを認めさせると言ってよい。〕

(273)'〔? 余暇の過ごし方は明確な変化を認めさせ、〕

(274)'〔? 律法がなければ [世は] 罪を認めさせないからである。〕

(275)'〔? それを中産下層の全域にわたって・・・一要素として認めさせ、〕

(276)'〔? 道ぞいは夏蜜柑の畑をときどき見させたが、〕

(277)'〔? ・・・方言の記述を、オスマン朝の頃の旅行記は見させる。〕

(278)'〔? 彼は・・・生活の乱脈さや利欲への執念がみさせなかった。〕

(279)'〔? 新らしい理論は今までの精神分析学説にみさせた多くの欠陥を補なって〕

「どこ」に「た」が「認められる／見られる」は「どこ」に「た」が「感じられる」ほどには存在表現に近くはないということだろう。これは、「認められる」「見られる」による受身文がたとえ存在表現に近いものであっても、「どこ」にあたるものが「～で」で表わされることがあることからもうかがえる。

(280)この事実はペルーの貧民街に限らず世界で広く認められており・・・(貧困の精神病理)

(281)アミーゴどうしの相互扶助はひとつの社会制度と言ってよいだろう。大なり小なりペルーの全階層で認められることとはいえ、・・・(貧困の精神病理)

(282)さきのタナラ族にみられる義兄弟関係という制度は、近隣のアフリカ中近東の諸族の間では広くみられるもので、・・・(文化人類学のすすめ)

(283)インドネシアでは日本でのファッションがすぐ波及するという新しい動きが見られる。(朝日新聞：1987.5.3 朝刊)

(284)この家屋の形式は・・・ペルーの太平洋岸の砂漠地帯で広く見られる形式なのだ。(貧困の精神病理)

(285)もちろん啄木の生きた時代と現代とでは、あらゆる面で大きな相違が見られるに違いない。(北帰行)

引用文献

- 朝山信彌 1942～1943 「国語の受動文について」『国語・国文』12-11.12,13-6 (朝山信彌著作集刊行会編 1992 『朝山信彌国語学論集』和泉書院、に所収)
- 井上和子 1976 『変形文法と日本語 上・統語構造を中心に』大修館書店
- 大鹿薫久 1986～1987 「使役と受動(一)(二)」『山邊道』30.31 天理大学国語国文学会
- 阪倉篤義 1974 『改稿日本文法の話』教育出版
- 佐藤里美 1986 「使役構造の文」言語学研究会編『ことばの科学 1』むぎ書房
- 佐藤里美 1990 「使役構造の文(2)」言語学研究会編『ことばの科学 4』むぎ書房
- 鈴木重幸 1972 『日本語文法・連語論』むぎ書房
- 高木市之助・五味智英・大野晋校注 1959 『日本古典文学大系 5 萬葉集二』岩波書店
- 高橋太郎 1985 「現代日本語のヴォイスについて」『日本語学』4-4
- 寺村秀夫 1982 『日本語のシンタクスと意味 第I巻』くろしお出版
- 永田吉太郎 1931 「動詞の相に関する考察」『国語と国文学』8-8 東京大学国語国文学会

- 野田尚史 1991 「日本語の受動化と使役化の対称性」『文藝言語研究 言語篇』19
筑波大学文芸・言語学系
- 長谷川清喜 1969 「使役の助動詞 す・さすく(古典語)」松村明編『古典語現代語
助詞助動詞詳説』学燈社
- 浜田敦 1955 「助動詞」『萬葉集大成 第六巻 言語篇』平凡社
- 早津恵美子 1991 「所有者主語の使役について」『東京外国語大学日本語学科年報』
13
- 細江逸記 1928 「我が國語の動詞の相(Voice)を論じ、動詞の活用形式の分岐するに
至りし原理の一端に及ぶ」『岡倉先生記念論文集』岡倉先生還暦祝賀会
- 益岡隆志 1987 『命題の文法』くろしお出版
- 松下大三郎 1924 『標準日本文法』紀元社
- 松下大三郎 1930 『改撰標準日本文法』中文館書店
- 三矢重松 1908 『高等日本文法』明治書院(1926 改訂増補 明治書院)
- 村上三寿 1986 「うけみ構造の文」言語学研究会編『ことばの科学 1』むぎ書房
- 山田孝雄 1908 『日本文法論』寶文館

出典一覽 (作品名の五十音順)

- 『或る女』有島武郎(新潮文庫)／『浮雲』林芙美子(新潮文庫)／『宴のあと』
三島由紀夫(新潮文庫)／『美しい記憶』芝木好子(集英社文庫)／『海肌の匂い』
武田泰淳(新潮文庫)／『絵本』田宮虎彦(角川文庫)／『大鏡の人々』渡辺実(中
中公新書)／『惜みなく愛は奪う』有島武郎(新潮文庫)／『おはん』宇野千代(新
潮文庫)／『女坂』円地文子(『日本の文学 50』中央公論社)／『女のこよみ』
宮尾登美子(角川文庫)／『花芯』瀬戸内晴美(文春文庫)／『雁』森鷗外(新潮
文庫)／『鬼龍院花子の生涯』宮尾登美子(文春文庫)／『金閣寺』三島由紀夫(新
潮文庫)／『くれない』佐多稲子(新潮文庫)／『ころも』夏目漱石(新潮文庫)
／『サーカス放浪記』宇根元由起(岩波新書)／『サイゴンのいちばん長い日』近
藤鉦一(文春文庫)／『死刑囚の記録』加賀乙彦(中公新書)／『死にたがる子』
藤原審爾(新潮文庫)／『死の思索』松浪信三郎(岩波新書)／『社会科学におけ
る人間』大塚久雄(岩波新書)／『斜陽』太宰治(新潮文庫)／『真空地帯』野間
宏(新潮文庫)／『素足の娘』佐多稲子(新潮文庫)／『住まい方の演出』渡辺武
信(中公新書)／『その最後の世界』石川達三(新潮社)／『楡盗』芥川龍之介(新
潮文庫)／『都電』(東京外大教科書)／『鳥』大江健三郎(東京外大教科書)
／『流れる』幸田文(『日本の文学 50』中央公論社)／『二番目娘の個性』中川李
枝子(『わたしの少女時代』岩波ジュニア新書)／『日本文化と個人主義』山崎正

和（中央公論社）／『残っている話』宇野千代（集英社文庫）／『野火』大岡昇平（新潮文庫）／『伸子』宮本百合子（新潮文庫）／『破戒』島崎藤村（岩波文庫）／『花のある遠景－マチョ・イネの東アフリカ交友録』西江雅之（福武文庫）／『張込み』松本清張（新潮文庫）／『ひかりごけ』武田泰淳（新潮文庫）／『貧困の精神病理』大平健（岩波書店）／『物理学とは何だろうか（上）』朝永振一郎（岩波新書）／『不良少女とよばれて』原笙子（ちくま文庫）／『文化人類学のすすめ』祖父江孝男（講談社学術文庫）／『文法の原理』中島文雄（研究社）／『弁護士にかけた夢』土井たか子（『わたしの少女時代』岩波ジュニア新書）／『北帰行』外岡秀俊（河出文庫）／『南太平洋の環礁にて』畑中幸子（岩波新書）／『むらぎも』中野重治（講談社文芸文庫）／『明暗』夏目漱石（岩波文庫）／『迷路』野上弥生子（岩波文庫）／『メキシコからの手紙』黒沼ユリ子（岩波新書）／『藪の中』芥川龍之介（新潮文庫）／『雪国』川端康成（岩波文庫）／『妖』円地文子（『日本の文学 50』中央公論社）／『よき隣人』庄野潤三（東京外大副読本）／『夜の香り』古井由吉（福武文庫）／『和解』志賀直哉（新潮文庫）

（はやつ えみこ、東京外国語大学講師）